

令和 6 年度

保健所年報

(令和 5 年度実績)

三重県松阪保健所

〒515-0011

松阪市高町138

TEL 0598-50-0527

FAX 0598-50-0621

Eメール mhoken@pref.mie.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.mie.lg.jp/mhoken/>

目 次

第1編 管内概況

1 管内略図	1
2 管内概要	1
3 松阪保健所	
(1) 松阪保健所 所在地及び連絡先	1
(2) 松阪保健所へのアクセス	2
4 組織及び事務分掌	3
5 管内の指標	
(1) 総人口・世帯数・面積の状況	4
(2) 年齢3階級別人口	4
(3) 人口の推移	4
(4) 人口動態調査	5

第2編 みえ元気プランにおける事業概要

I 安全・安心の確保

政策 I - 1 防災・減災、県土の強靱化

施策 1 - 1 災害対応力の充実・強化

基本事業 4 災害保健医療体制の整備	8
--------------------	---

政策 I - 2 医療・介護・健康

施策 2 - 1 地域医療提供体制の確保

基本事業 2 医療分野の人材確保	10
------------------	----

基本事業 5 救急医療等の確保	12
-----------------	----

施策 2 - 2 感染症対策の推進

基本事業 1 感染予防のための普及啓発の推進	15
------------------------	----

基本事業 2 感染症危機管理体制の整備	18
---------------------	----

基本事業 3 感染症対策のための相談・検査の推進	19
--------------------------	----

施策 2 - 3 介護の基盤整備と人材確保

基本事業 1 介護施設サービスの充実	23
--------------------	----

基本事業 5 在宅医療・介護連携の推進	24
---------------------	----

施策 2 - 4 健康づくりの推進

基本事業 1 健望ましい生活習慣の確立による健康づくりの推進	25
--------------------------------	----

基本事業 3 難病対策の推進	29
----------------	----

政策Ⅰ－３ 暮らしの安全

施策３－４ 食の安全・安心と暮らしの衛生の確保

- 基本事業１ 食品と生活衛生営業施設等の衛生確保・・・・・・・・・・ 34
- 基本事業２ 医薬品等の安全な製造・供給の確保・・・・・・・・・・ 37
- 基本事業３ 人と動物との共生環境づくり・・・・・・・・・・ 39
- 基本事業４ 薬物乱用防止対策の推進・・・・・・・・・・ 42

Ⅲ 共生社会の実現

政策Ⅲ－１ 福祉

施策１ 3－１ 地域福祉の推進

- 基本事業１ 地域福祉活動の推進と質の高い福祉サービスの提供・・・・・・・・ 44
- 基本事業２ 生きづらさを抱えている人の支援体制づくり・・・・・・・・ 46
- 基本事業４ ユニバーサルデザインのまちづくりの推進・・・・・・・・ 48

施策１ 3－２ 障がい者福祉の推進

- 基本事業１ 障がい者の地域生活・就労の支援と福祉サービスの充実・・・・・・・・ 49
- 基本事業２ 障がい者の相談支援体制の強化・・・・・・・・ 49
- 基本事業４ 精神障がい者の保健医療の確保・・・・・・・・ 50

Ⅳ 未来を拓くひとづくり

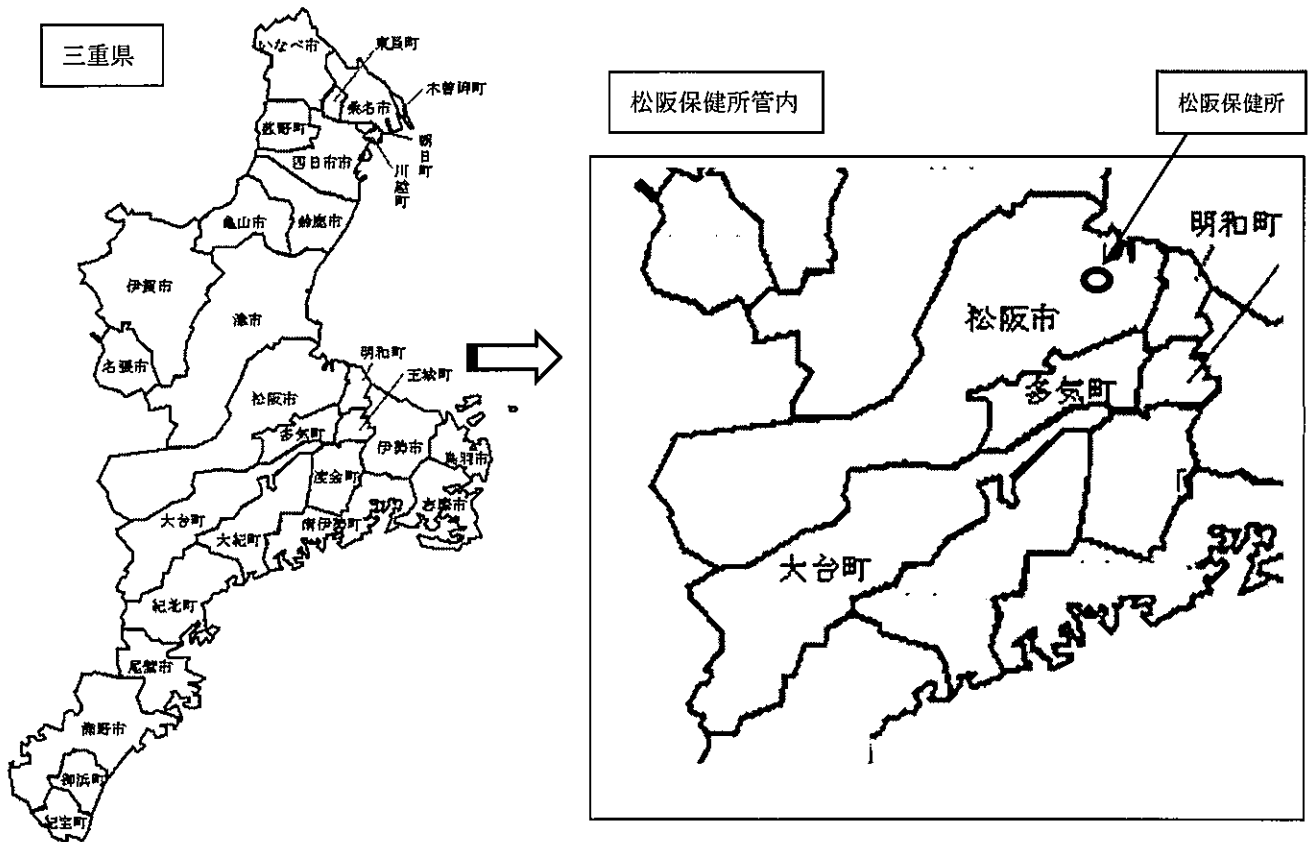
政策Ⅳ－１ 5 子ども

施策１ 5－４ 結婚・妊娠・出産の支援

- 基本事業３ 不妊・不育症に悩む家庭への支援・・・・・・・・ 53
- 基本事業４ 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実・・・・・・・・ 54

第1編 管内概況

1 管内略図



2 管内概要

松阪保健所の管内市町は、松阪市、多気町、明和町、大台町の1市3町で構成され、管内面積は1,130.56 km²で全県面積の19.6%を占め、人口は198,360人（令和5年10月1日現在）と、全県人口の約11.4%となっています。

また、世帯数は83,047世帯で1世帯あたり人口は2.39人、県総人口の約1割強がこの地域に居住していますが、山間部（松阪市の旧飯南町・旧飯高町、旧大台町、旧宮川村、旧勢和村）では、人口の減少による過疎化が進んでいます。

（過疎地域：松阪市の飯南町地域・飯高町地域・大台町の旧宮川村地域、準過疎地域：多気町の旧勢和村地域）

加えて高齢化の進展も著しく、管内の老年人口割合は県平均の30.2%より1.8%高い32.0%となっています。

道路網は、北勢地域と中南勢地域を結ぶ国道23号、中南勢地域と紀州地域を結ぶ国道42号、自動車専用道路としては、北勢地域から中南勢地域を結ぶ伊勢自動車道、紀州地域に向かう紀勢自動車道が整備されています。鉄道は、JR紀勢線、参宮線、名松線及び近鉄の大阪線、山田線が走っています。

管内には、松阪市内の3総合病院（松阪市民病院、済生会松阪総合病院、松阪中央総合病院）に加え、一般診療所も日常生活圏内にほぼ充足されており、救急医療体制も整っていることから、医療体制は、山間部の一部地域を除き、概ね良好な状況にあります。

3 松阪保健所

(1) 松阪保健所 所在地及び連絡先

所在地：〒515-0011 松阪市高町138

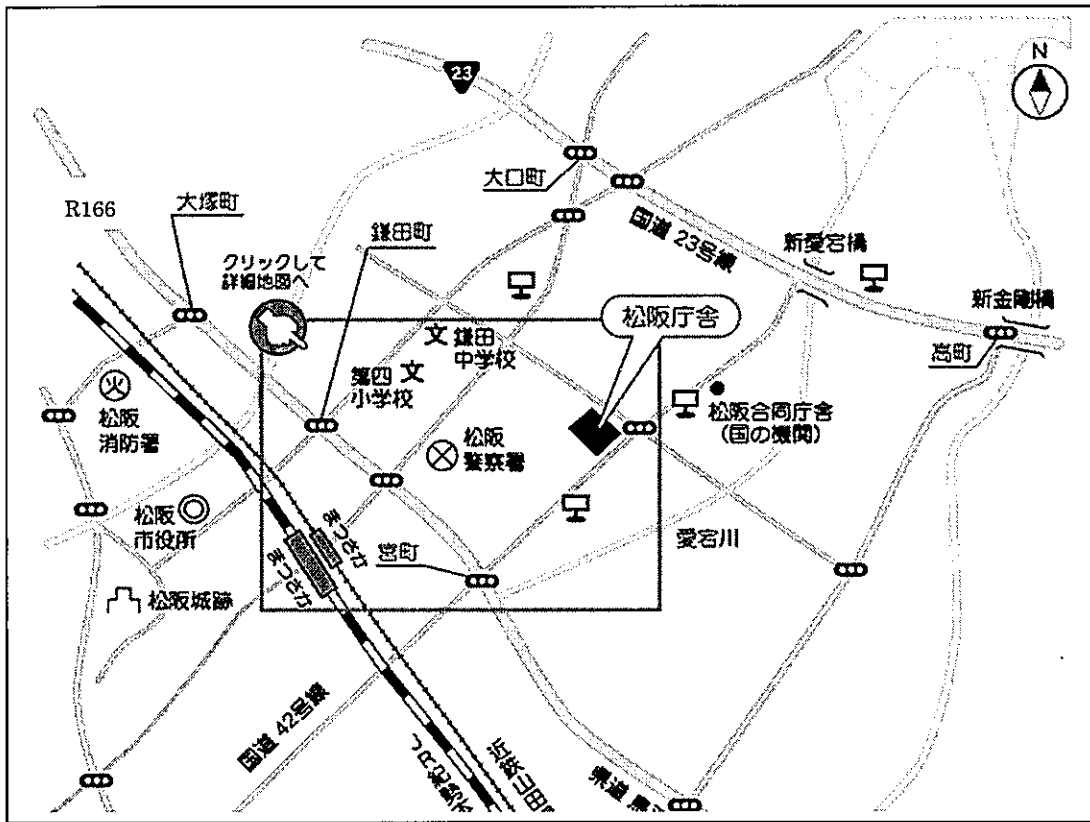
TEL：0598-50-0527（代表） FAX：0598-50-0621

E-mail：mhoken@pref.mie.lg.jp

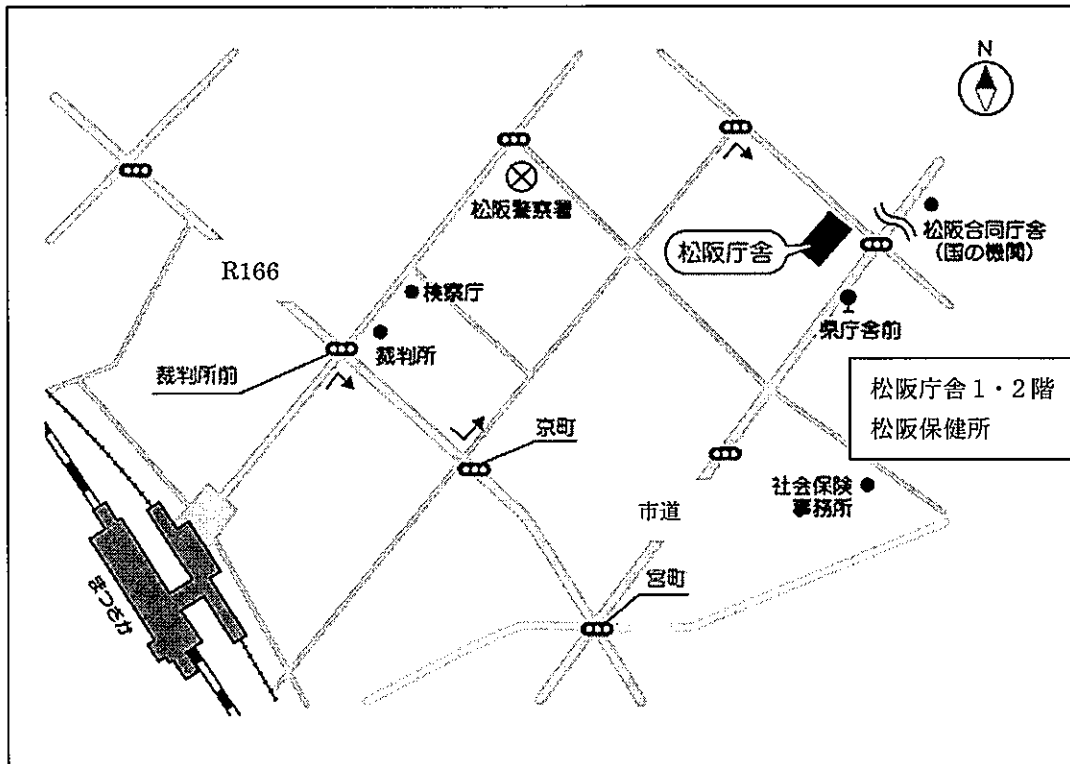
URL：http://www.pref.mie.lg.jp/mhoken/

(2) 松阪保健所へのアクセス

ア 位置図



イ 詳細位置図



交通 近鉄：山田線「松阪駅」徒歩15分

自動車：津方面から 国道23号線「大口町」交差点を右折し、2つめの信号を左折。

2つ目の信号手前右側。約1分

国道23号線「新愛宕橋」手前で松阪市外方面（左）へ。

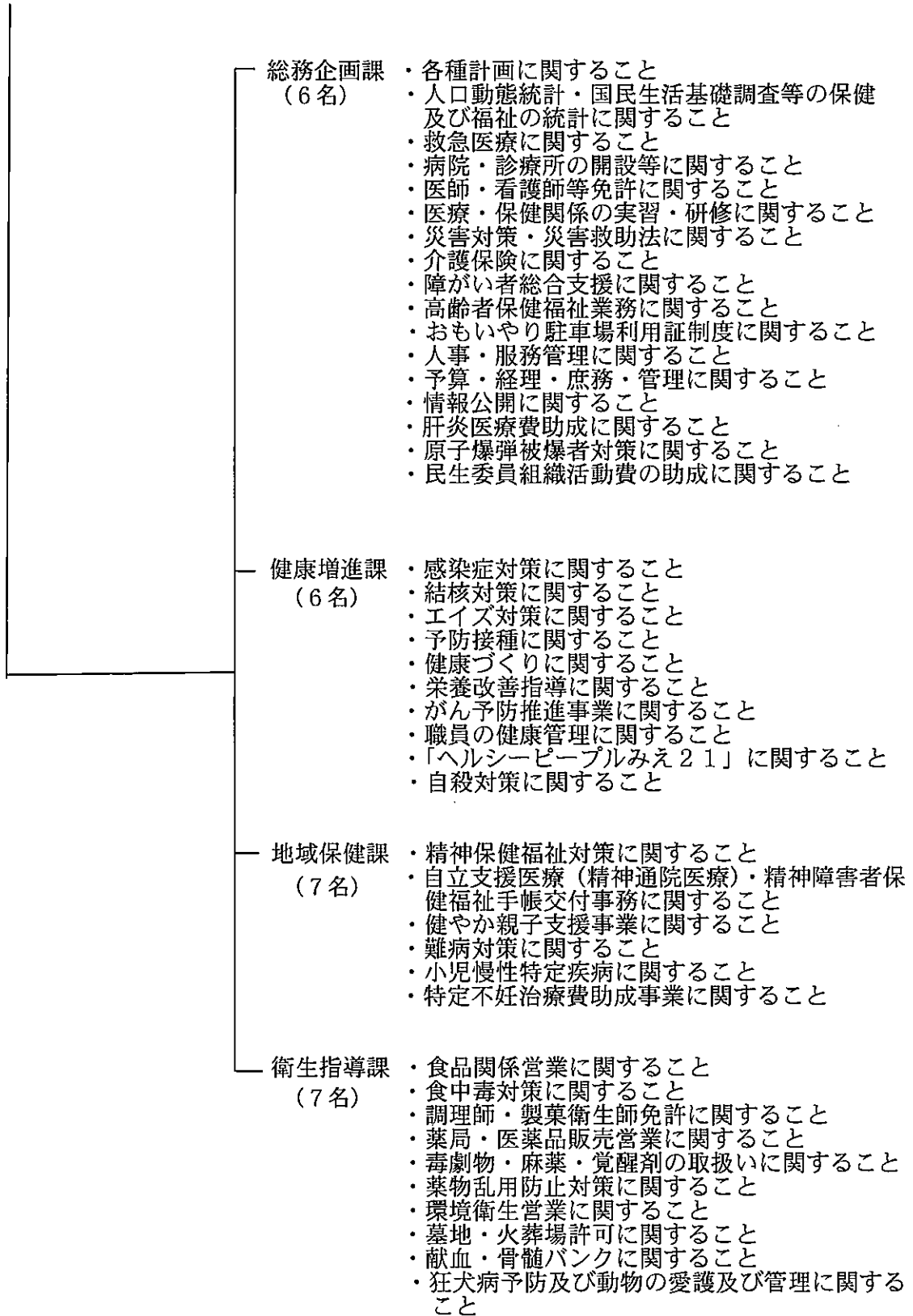
4つめの信号を右折、すぐ左側。約1分

伊勢方面から 国道23号線「新愛宕橋」で松阪市外方面（左）へ。

3つめの信号を右折、すぐ左側。約1分

4 組織及び事務分掌
所長

副所長兼保健衛生室長



5 管内の指標

(1) 人口・世帯数・面積の状況

(令和5年10月1日現在)

	人 口						世帯数	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
	総数 a	男	女	0~14歳 b	15~64歳 c	65歳以上 d			
松阪市	154,547	73,969	80,578	18,082	87,060	47,922	65,985	623.58	247.84
多気町	13,477	6,494	6,983	1,564	7,075	4,737	5,132	103.06	130.77
明和町	22,229	10,518	11,711	2,813	12,185	7,151	8,393	41.06	541.38
大台町	8,107	3,843	4,264	704	3,815	3,575	3,537	362.86	22.34
郡部計	43,813	20,855	22,418	5,081	23,075	15,463	17,062	506.98	86.42
管内計	198,360	94,824	102,996	23,163	110,135	63,386	83,047	1130.56	175.45
三重県	1,727,503	844,272	883,231	196,627	969,949	520,888	753,205	5,774.48	299.16

*人口は三重県月別人口調査（三重県戦略企画部統計課）による。

(2) 年齢3階級別人口

(令和5年10月1日現在)

	人 口			従属人口指数			老年化 指数 d/b
	0~14歳 b/a	15~64歳 c/a	65歳以上 d/a	総数 (b+d)/c	年少人口 b/c	老年人口 d/c	
松阪市	11.7%	56.3%	31.0%	75.8	20.8	55.0	265.0
多気町	11.6%	52.5%	35.1%	89.1	22.1	67.0	302.9
明和町	12.7%	54.8%	32.2%	81.8	23.1	58.7	254.2
大台町	8.7%	47.1%	44.1%	112.2	18.5	93.7	507.8
郡部計	11.6%	52.7%	35.3%	89.3	22.0	67.0	304.3
管内計	11.3%	55.5%	32.0%	78.6	21.0	57.6	273.7
三重県	11.4%	56.1%	30.2%	74.0	20.3	53.7	264.9

*総数は年齢不詳を含んでおり、年齢区分別人口の割合は年齢不詳を含む総数を分母として算出しているため合計しても100%にはならない。

(3) 人口の推移

(国勢調査年の10月1日)

	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
松阪市	118,725	122,449	123,727	168,973	168,017	163,863	159,145
嬉野町	17,611	17,903	17,884	—	—	—	—
三雲町	9,941	10,336	11,158	—	—	—	—
飯南町	6,891	6,528	6,180	—	—	—	—
飯高町	6,457	5,915	5,555	—	—	—	—
多気町	10,106	10,226	10,868	10,647	15,438	14,878	14,021
勢和村	5,585	5,418	5,281	5,146	—	—	—
明和町	21,484	21,853	22,300	22,618	22,833	22,586	22,445
大台町	7,770	7,573	7,332	7,244	10,416	9,557	8,668
宮川村	4,374	4,185	4,067	3,855	—	—	—

(4) 人口動態調査(R4.1.1～ R4.12.31)

人口動態総覧(数)

令和4年

保健所 市町村	出生数			死亡数			(再掲)				自然増加数	死産数			周産期死亡数			婚姻件数	離婚件数
	総数	男	女	総数	男	女	乳児死亡数			新生児死亡数		総数	自然	人工	総数	妊娠22週以後の死産	早期新生児死亡		
							総数	男	女										
三重県	10,489	5,396	5,093	23,341	11,782	11,559	9	5	4	4	△ 12,852	184	95	89	31	27	4	6,443	2,481
市部計	9,216	4,744	4,472	20,197	10,191	10,006	9	5	4	4	△ 10,981	162	81	81	29	25	4	5,824	2,183
郡部計	1,273	652	621	3,144	1,591	1,553	-	-	-	-	△ 1,871	22	14	8	2	2	-	619	298
松阪保健所	1,191	597	594	2,925	1,507	1,418	2	1	1	-	△ 1,734	22	15	7	3	3	-	710	331
松阪市	945	481	464	2,245	1,154	1,091	2	1	1	-	△ 1,300	17	10	7	3	3	-	591	256
多気郡計	246	116	130	680	353	327	-	-	-	-	△ 434	5	5	-	-	-	-	119	75
多気町	60	29	31	216	103	113	-	-	-	-	△ 156	1	1	-	-	-	-	28	23
明和町	144	65	79	295	168	127	-	-	-	-	△ 151	2	2	-	-	-	-	69	43
大台町	42	22	20	169	82	87	-	-	-	-	△ 127	2	2	-	-	-	-	22	9

人口動態総覧(率)

令和4年

保健所 市町村	出生率	死亡率	乳児死亡率	新生児死亡率	自然増加率	死産率	自然死産率	人工死産率	周産期死亡率	妊娠22週以後の死産率	早期新生児死亡率	婚姻	離婚	合計特殊出生率
	(人口千対)	(人口千対)	(出生千対)	(出生千対)	(人口千対)	(出産千対)	(出産千対)	(出産千対)	(出産千対)	(出産千対)	(出生千対)	(人口千対)	(人口千対)	
三重県	6.2	13.8	0.9	0.4	△ 7.6	17.2	8.9	8.3	2.9	2.6	0.4	3.8	1.47	1.40
市部計	6.0	13.2	1.0	0.4	△ 7.2	17.3	8.6	8.6	3.1	2.7	0.4	3.8	1.43	1.33
郡部計	5.9	14.7	-	-	△ 8.7	17.0	10.8	6.2	1.6	1.6	-	2.9	1.39	1.43
松阪保健所	5.9	14.6	1.7	-	△ 8.6	18.1	12.4	5.8	2.5	2.5	-	3.5	1.65	1.32
松阪市	6.0	14.4	2.1	-	△ 8.3	17.7	10.4	7.3	3.2	3.2	-	3.8	1.64	1.31
多気郡計	5.6	15.4	-	-	△ 9.8	19.9	19.9	-	-	-	-	2.7	1.70	1.37
多気町	4.4	15.8	-	-	△ 11.4	16.4	16.4	-	-	-	-	2.0	1.68	1.14
明和町	6.5	13.2	-	-	△ 6.8	13.7	13.7	-	-	-	-	3.1	1.93	1.41
大台町	5.1	20.4	-	-	△ 15.4	45.5	45.5	-	-	-	-	2.7	1.09	1.73

- 出生率・死亡率・自然増加率・婚姻率・離婚率 件数/人口×1,000 総人口は令和4年10月1日現在の値を用いた。
- 死産率 死産数/(出生数+死産数)×1,000
- 乳児死亡率・新生児死亡率・早期新生児死亡率 乳児・新生児・早期新生児死亡数/出生数×1,000
- 周産期死亡率 (妊娠22週以後の死産数+早期新生児死亡数)/(出生数+早期新生児死亡数)×1,000
- 妊娠22週以後の死産率 妊娠22週以後の死産数/(出生数+妊娠22週以後の死産数)×1,000
- 合計特殊出生率 {母の年齢別出生数/同年齢の女子人口}の15歳から49歳までの合計

※1 総合計は、令和4年人口動態調査(厚生労働省大臣官房統計情報部)による。
 ※2 保健所・市町村別の数値は、総人口(令和4年10月1日現在)を用いて算出している。

	三重県総合計	市部計	郡部計	松阪保健所計	松阪市	多気郡計	多気町	明和町	大台町
計	23,341	20,197	3,144	2,925	2,245	680	216	295	169
感染症及び寄生虫症	350	288	62	51	37	14	2	9	3
腸管感染症	29	23	6	6	4	2	-	2	-
結核	24	20	4	2	1	1	-	1	-
呼吸器結核	21	18	3	2	1	1	-	1	-
その他の結核	3	2	1	-	-	-	-	-	-
敗血症	143	117	26	20	13	7	2	3	2
ウイルス肝炎	27	22	5	5	4	1	-	1	-
B型ウイルス肝炎	9	7	2	1	1	-	-	-	-
C型ウイルス肝炎	15	12	3	4	3	1	-	1	-
その他のウイルス肝炎	3	3	-	-	-	-	-	-	-
ヒト免疫不全ウイルス(HIV)病	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の感染症及び寄生虫症	127	106	21	18	15	3	-	2	1
新生物	5,674	4,943	731	642	490	152	46	71	35
悪性新生物	5,483	4,780	703	627	481	146	44	67	35
口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物	93	79	14	15	10	5	4	-	1
食道の悪性新生物	138	121	17	23	20	3	1	2	-
胃の悪性新生物	582	504	78	66	51	15	7	5	3
結腸の悪性新生物	549	491	58	64	48	16	5	7	4
直腸S状結腸移行部及び直腸の悪性新生物	256	220	36	28	21	8	4	2	2
肝及び肝内胆管の悪性新生物	328	283	45	34	29	5	2	1	2
胆のう及びその他の胆道の悪性新生物	231	202	29	21	12	9	1	8	-
膵の悪性新生物	560	486	74	73	56	17	4	7	6
喉頭の悪性新生物	7	5	2	1	-	1	-	-	1
気管、気管支及び肺の悪性新生物	1,132	990	142	116	93	23	6	10	7
皮膚の悪性新生物	22	18	4	3	3	-	-	-	-
乳房の悪性新生物	190	165	25	21	16	5	3	1	1
子宮の悪性新生物	98	89	9	9	9	-	-	-	-
卵巣の悪性新生物	77	69	8	6	5	1	-	-	1
前立腺の悪性新生物	188	164	24	22	18	4	1	3	-
膀胱の悪性新生物	120	105	15	15	12	3	2	1	-
中枢神経系の悪性新生物	41	36	5	5	4	1	-	1	-
悪性リンパ腫	222	190	32	32	23	9	1	6	2
白血病	147	127	20	14	9	5	-	3	2
その他のリンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物	75	66	9	9	7	2	-	2	-
その他の新生物	427	370	57	49	35	14	3	8	3
中枢神経系を除外したその他の新生物	191	163	28	15	9	6	2	4	-
中枢神経系を除外したその他の新生物	35	27	8	4	2	2	1	1	-
血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	156	136	20	11	7	4	1	3	-
貧血	68	50	18	10	2	8	3	-	5
その他の血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	30	26	4	3	1	2	1	-	1
内分泌、栄養及び代謝疾患	38	24	14	7	1	6	2	-	4
糖尿病	387	329	58	52	38	14	6	7	1
その他の内分泌、栄養及び代謝疾患	230	203	27	20	15	5	3	1	1
精神及び行動の障害	157	126	31	32	23	9	3	6	-
血管性及び詳細不明の認知症	432	371	61	69	55	14	4	7	3
その他の精神及び行動の障害	396	343	53	61	49	12	4	6	2
神経系の疾患	36	28	8	8	6	2	-	1	1
髄膜炎	715	621	94	101	81	20	7	9	4
脊髄性筋萎縮症及び関連症候群	6	6	-	-	-	-	-	-	-
パーキンソン病	38	32	6	3	2	1	-	1	-
アルツハイマー病	182	161	21	19	16	3	1	1	1
その他の神経系の疾患	256	221	35	49	42	7	2	3	2
眼及び付属器の疾患	233	201	32	30	21	9	4	4	1
耳及び乳様突起の疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-
循環器系の疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-
高血圧性疾患	5,770	4,978	792	765	593	172	53	73	46
高血圧性心疾患及び心腎疾患	191	176	15	24	15	9	6	2	1
その他の高血圧性疾患	90	81	9	16	9	7	6	-	1
心疾患(高血圧性を除く)	101	95	6	8	6	2	-	2	-
慢性リウマチ性心疾患	3,586	3,083	503	484	378	106	33	48	25
急性心筋梗塞	24	23	1	1	1	-	-	-	-
その他の虚血性心疾患	602	519	83	70	60	10	2	4	4
慢性非リウマチ性心内膜疾患	499	431	68	36	28	8	3	2	3
心筋症	176	143	33	24	19	5	4	1	-
不整脈及び伝導障害	38	35	3	4	3	1	-	1	-
心不全	948	817	131	175	131	44	13	23	8
その他の心疾患	1,230	1,055	175	162	126	36	10	17	9
脳血管疾患	69	60	9	12	10	2	1	-	1
くも膜下出血	1,542	1,340	202	199	156	43	11	18	14
脳内出血	172	141	31	24	21	3	1	-	2
脳梗塞	489	432	57	60	51	9	4	4	1
その他の脳血管疾患	843	733	110	113	82	31	6	14	11
その他の脳血管疾患	38	34	4	2	2	-	-	-	-

	三重県 合計	市部計	郡部計	松阪保健 所計	松阪市	多気郡 計	多気町	明和町	大台町
大動脈瘤及び解離	319	265	54	47	35	12	2	4	6
その他の循環器系の疾患	132	114	18	11	9	2	1	1	-
呼吸器系の疾患	2,655	2,285	370	362	278	84	23	40	21
インフルエンザ	-	-	-	-	-	-	-	-	-
肺炎	1,034	905	129	134	106	28	4	12	12
急性気管支炎	1	1	-	-	-	-	-	-	-
慢性閉塞性肺疾患	260	220	40	36	26	10	3	4	3
喘息	8	7	1	-	-	-	-	-	-
その他の呼吸器系の疾患	1,352	1,152	200	192	146	46	16	24	6
消化器系の疾患	763	663	100	79	60	19	8	6	5
胃潰瘍及び十二指腸潰瘍	29	25	4	1	1	-	-	-	-
ヘルニア及び腸閉塞	105	89	16	17	13	4	4	-	-
肝疾患	219	193	26	24	17	7	2	3	2
肝硬変(アルコール性を除く)	113	95	18	11	6	5	1	2	2
その他の肝疾患	106	98	8	13	11	2	1	1	-
その他の消化器系の疾患	410	356	54	37	29	8	2	3	3
皮膚及び皮下組織の疾患	58	50	8	13	10	3	-	3	-
筋骨格系及び結合組織の疾患	133	116	17	8	7	1	-	1	-
腎尿路生殖器系の疾患	770	657	113	107	77	30	12	8	10
糸球体疾患及び腎尿管管間質性疾患	92	77	15	16	12	4	2	1	1
腎不全	469	397	72	59	41	18	8	4	6
急性腎不全	44	42	2	3	3	-	-	-	-
慢性腎不全	347	289	58	43	31	12	6	1	5
詳細不明の腎不全	78	66	12	13	7	6	2	3	1
その他の腎尿路生殖器系の疾患	209	183	26	32	24	8	2	3	3
妊娠、分娩及び産じょく	1	1	-	-	-	-	-	-	-
周産期に発生した病態	2	2	-	-	-	-	-	-	-
妊娠期間及び胎児発育に関連する障害	1	1	-	-	-	-	-	-	-
出産外傷	-	-	-	-	-	-	-	-	-
周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害	1	1	-	-	-	-	-	-	-
周産期に特異な感染症	-	-	-	-	-	-	-	-	-
胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の周産期に発生した病態	-	-	-	-	-	-	-	-	-
先天奇形、変形及び染色体異常	21	18	3	1	1	-	-	-	-
神経系の先天奇形	1	-	1	-	-	-	-	-	-
循環器系の先天奇形	7	6	1	-	-	-	-	-	-
心臓の先天奇形	5	4	1	-	-	-	-	-	-
その他の循環器系の先天奇形	2	2	-	-	-	-	-	-	-
消化器系の先天奇形	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の先天奇形及び変形	10	9	1	1	1	-	-	-	-
染色体異常、他に分類されないもの	3	3	-	-	-	-	-	-	-
症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	3,979	3,455	524	493	380	113	44	38	31
老衰	3,645	3,173	472	442	337	105	40	35	30
乳幼児突然死症候群	1	1	-	-	-	-	-	-	-
その他の症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	333	281	52	51	43	8	4	3	1
傷病及び死亡の外因	1,036	905	131	128	100	28	4	19	5
不慮の事故	634	562	72	70	58	12	1	7	4
交通事故	71	59	12	10	8	2	1	1	-
転倒・転落	192	175	17	21	18	3	-	1	2
不慮の溺死及び溺水	93	86	7	8	6	2	-	2	-
不慮の窒息	128	108	20	13	11	2	-	-	2
煙、火及び火災への曝露	10	10	-	1	1	-	-	-	-
有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露	4	3	1	1	1	-	-	-	-
その他の不慮の事故	138	121	15	16	13	3	-	3	-
自殺	280	242	38	45	31	14	2	11	1
他殺	3	3	-	-	-	-	-	-	-
その他の外因	119	98	21	13	11	2	1	1	-
その他の特殊目的用コード	527	465	62	44	36	8	4	4	-

第2編 みえ元気プランにおける事業概要

I 安全・安心の確保

政策I-1 防災・減災、県土の強靱化

施策	: 1-1 災害対応力の充実・強化	(主担当 総務企画課)
基本事業	: 4 災害保健医療体制の整備	

<p>主な取組内容</p> <p>・災害時の医療体制の整備のため、管内災害拠点病院との連携を図ります。また、災害直後から災害用医薬品等の供給が速やかに行われるよう、災害拠点薬局等の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品等の調達、分配を行います。</p>

1 災害医療体制

(1) 災害拠点病院（三重県地域防災計画の指定による）

災害拠点病院は、大規模災害発生時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度診療、被災地からの重症患者の受け入れ及び広域搬送への対応、医療救護班の派遣、地域の医療機関への応急資材の貸し出しを担う病院として、三重県知事が指定している病院です。

施設名	所在地	電話番号	指定年月日
三重県厚生農業協同組合連合会 松阪中央総合病院	松阪市川井町字小望 102	0598-21-5252	平成 24 年 2 月 3 日
恩賜財団済生会 松阪総合病院	松阪市朝日町一区 15-6	0598-51-2626	平成 24 年 2 月 3 日
松阪市民病院	松阪市殿町 1550	0598-23-1515	平成 16 年 7 月 1 日

(2) 災害拠点薬局（災害拠点薬局等指定要領による）

災害拠点薬局とは、大規模災害発生時に支援薬剤師の受け入れ、医薬品の供給等の拠点となる薬局として、三重県知事が指定している薬局です。

事業所等名称	所在地	電話番号	指定年月日
センター薬局 市民病院前店	松阪市殿町 1580-1	0598-22-2356	平成 18 年 4 月 1 日

2 松阪地域災害医療対策協議会

大規模災害発生時に関係機関が連携して、迅速かつ適切な医療が提供できるよう、松阪地域の实情に即した災害医療体制の整備について、検討・協議し、その方向性（方針等）を打ち出すため、「松阪地域災害医療対策協議会（※）」を設置し、会議の開催及び情報伝達訓練等を実施しました。

内容	開催日	開催場所	議題等
第1回協議会	令和 5 年 6 月 15 日	三重県松阪庁舎 6 階大会議室	① 松阪地域災害医療対策協議会担当職員連絡先及び災害時連絡手段について ② 各機関における防災訓練等の取組について（前年度の

			取組報告と今年度の実施予定等について) ③ 松阪地域災害医療対策協議会訓練について (EMIS 入力訓練、情報伝達等訓練) ④ 松阪地域災害医療対策協議会局所災害等検討部会設置要綱について ⑤ アマチュア無線による災害時ネットワーク構築について
第2回協議会	令和6年3月4日	三重県松阪庁舎 6階大会議室	① 令和5年9月7日実施「EMIS入力訓練」の結果報告について ② 局所災害等検討部会の今後の活動について ③ 令和6年能登半島地震における各機関の活動状況について ④ 災害時における医療救護所について
EMIS 入力訓練	令和5年9月7日	各機関	EMIS 登録機関 14 機関参加

※構成員は、松阪市民病院、松阪中央総合病院、済生会松阪総合病院、三重ハートセンター、大台厚生病院、大台町報徳診療所、松阪厚生病院、南勢病院、松阪地区医師会、松阪地区歯科医師会、松阪地区薬剤師会、三重県看護協会松阪地区支部、松阪地区広域消防組合消防本部、紀勢地区広域消防組合、松阪警察署、大台警察署、松阪市、多気町、明和町、大台町、松阪地域防災総合事務所、松阪保健所の22機関となっています。

※例年、EMIS 入力訓練は2日間の実施予定でしたが、2日目にあたる9月8日(金)は県総合図上訓練実施によりEMIS利用ができなくなり、9月7日(木)のみの実施となりました。

※例年、1月上旬に実施している情報伝達等訓練は、能登半島地震対応のためEMIS使用ができないこと及び現地派遣を実施した機関があったことから中止しました。

施策	: 2-1 地域医療提供体制の確保	(主担当 総務企画課)
基本事業	: 2 医療分野の人材確保	

<p>主な取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師法第16条の2第1項に基づく医師臨床研修を協力施設として受け入れ、医師の養成を行います。 ・ 医療関係者として従事しようとする学生に対して保健所実習指導を実施します。 ・ 医療従事者の各種免許の交付に関する事務を行います。

1 学生実習指導

地域の保健福祉関係の人材育成のための、実習生を受け入れ指導を行いました。

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

	学 校 名		学生数	グループ数	実習日数
看護学生	三重大学医学部 看護学科	地域診断学実習	3	1	5
		公衆衛生看護学実習			
	三重県立看護大学	公衆衛生看護学実習	13	2	1
			7	1	10
鈴鹿医療科学大学	公衆衛生看護学実習	9	1	3.5	
栄養士 管理	鈴鹿医療科学大学		10	2	5
	名古屋学芸大学		1	1	5
獣医 学生			0	0	0
薬学生	鈴鹿医療科学大学		6	3	1
	同志社女子大学		1	1	
	愛知学院大学		1	1	
	名城大学		3	2	
	金城学院大学		1	1	
	名古屋市立大学		1	1	
	神戸学院大学		2	1	

※獣医学生については、受入はありませんでした。

2 各種免許交付事務

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

免許の種類	免許申請	訂正・書換	再交付	その他
医師	29	4	0	抹消1
歯科医師	0	1	0	
薬剤師	18	4	0	抹消1
診療放射線技師	6	0	0	
臨床検査技師	3	3	0	
理学療法士	15	5	4	
作業療法士	7	4	0	
保健師	27	8	1	
助産師	1	0	0	
看護師	98	65	16	
准看護師	8	4	3	
視能訓練士	1	0	0	
管理栄養士	2	7	1	
栄養士	8	9	4	

施策 : 2-1 地域医療提供体制の確保
 基本事業 : 5 救急医療等の確保

(主担当 総務企画課)

主な取組内容

- ・地域住民の救急医療を確保するため、松阪管内の一次救急医療体制、二次救急医療体制の整備を行います。
- ・救急告示病院との連携を図ります。
- ・地域医療提供体制の整備をはかるため、日常の健康管理や適切な初期診療などを身近なところで提供する「かかりつけ医」の推進を図ります。
- ・管内における病院、診療所、施術所等の許認可、指導等を行います。

1 地域救急医療対策事業

松阪地域では、市の応急診療所及び市から委託を受けた民間診療所で一次救急体制を、市内3病院の病院群輪番制により二次救急体制をとっていますが、それを補足するため三重県広域災害・救急医療情報システムへの参加も呼び掛けています。

一次救急	松阪市休日夜間応急診療所、松阪市歯科休日応急診療所、 いおうじ応急クリニック
二次救急	病院群輪番制 (松阪市民病院、済生会松阪総合病院、松阪中央総合病院)
三重県広域災害・救急医療情報システム(医療ネットみえ救急応需) 参加医療機関施設数 松阪市:59(医科36、歯科23) 紀勢広域:6(医科6、歯科0)	

2 救急告示病院

救急告示病院は、地域における救急業務の対象となる傷病者の発生状況等を考慮して認定しています。(令和4年度更新:R5.1.30~R8.1.29)

名称	住所	電話番号
社会福祉法人恩賜財団 済生会松阪総合病院	松阪市朝日町1区15-6	0598-51-2626
松阪市民病院	松阪市殿町1550	0598-23-1515
三重県厚生農業協同組合 連合会松阪中央総合病院	松阪市川井町字小望102	0598-21-5252
三重県厚生農業協同組合 連合会大台厚生病院	多気郡大台町上三瀬663-2	0598-82-1313
三重ハートセンター	多気郡明和町大淀2227-1	0596-55-8188

3 管内における医療施設等の状況

(1) 市町別医療施設数

(令和6年3月31日現在)

施設 市町名	総数	病院	医科 診療所	歯科 診療所	歯科 技工所	助産所	施術所	出張のみ施 術所(再掲)
総数	501	10	177	90	46	5	173	20
松阪市	408	7	143	72	40	3	143	18
多気町	23	0	11	5	2	1	4	0
明和町	46	2	15	8	4	1	16	2
大台町	24	1	8	5	0	0	10	0

※医科・歯科診療所は存続および休止中も含む。

(2) 医療機関の開設廃止状況

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

施設	開設許可件数	開設届件数	廃止件数
総数	4	16	17
病院			
医科診療所	4	5	8
歯科診療所			2
歯科技工所			
助産所		3	2
施術所		8(うち出張のみ2)	5

(3) 市町別病床数 (病院)

(令和6年3月31日現在)

種別 市町名	病床計	一般および 療養病床	結核病床	精神病床	感染病床
総数	2,809	2,012		795	2
松阪市	2,390	1,593		795	2
多気町					
明和町	309	309			
大台町	110	110			

(4) 市町別病床数 (医科診療所)

(令和6年3月31日現在)

種別 市町名	病床計	一般および 療養病床	結核病床	精神病床	感染病床
総 数	86	86			
松 阪 市	77	77			
多 気 町	9	9			
明 和 町					
大 台 町					

※存続の医科診療所病床。(休止中は除く)

※歯科診療所は病床なし。

(5) 病院別病床数

(令和6年3月31日現在)

種 別 病院名	病床計	一般および 療養病床	結核病床	精神病床	感染病床
総 数	2,809	2,012		795	2
松 阪 厚 生 病 院	780	190		590	
松 阪 市 民 病 院	328	326			2
済 生 会 松 阪 総 合 病 院	430	430			
松 阪 中 央 総 合 病 院	440	440			
桜 木 記 念 病 院	60	60			
南 勢 病 院	256	51		205	
済 生 会 明 和 病 院	264	264			
大 台 厚 生 病 院	110	110			
花 の 丘 病 院	96	96			
三 重 ハート センター	45	45			

(6) 医療関係従事者数

(令和4年12月31日現在)

区分 市町名	医師	歯科 医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師	准 看護師	歯科 衛生士	歯科 技工士
松阪市	458	104	367	76	33	2,105	489	229	54
多気町	6	6	11	12	1	66	18	19	4
明和町	32	9	31	13	2	244	71	34	3
大台町	15	2	20	8	0	105	36	9	1
計	511	121	429	109	36	2,520	614	291	62

施策 : 2-2 感染症対策の推進
 基本事業 : 1 感染予防のための普及啓発の推進
 (主担当 健康増進課)

主な取組内容

・感染症の発生時に、県民の皆さんが正しい知識に基づいて行動できるよう、感染予防に関する普及啓発を行うとともに、感染症発生動向調査システム等を活用し、関係機関や県民の皆さんへの的確な情報発信に取り組みます。

1 感染症対策

感染症法に規定されている感染症の患者が発生した場合、患者が適切な医療を受けられるよう支援するとともに、まん延防止のための調査を実施し、二次感染防止のための検診及び指導を行います。

(1) 1類～5類(全数)感染症の発生および検査の状況

ア 感染症発生状況(令和5年度)

分類	疾病 及び 件数
1・2類感染症(結核除く)	0件
3類感染症	腸管出血性大腸菌感染症 5件
4類感染症	SFTS(重症熱性血小板減少症候群) 2件 つつが虫病 1件 デング熱 1件 日本紅斑熱 10件 レジオネラ症 2件
5類(全数)感染症	アメーバ赤痢 3件 カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症 2件 急性弛緩性麻痺 2件 急性脳炎 1件 劇症型溶血性レンサ球菌感染症 4件 侵襲性肺炎球菌感染症 4件 水痘(入院例に限る) 2件 梅毒 14件
新型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症 届出対象 105件 非届出対象 280件

イ 行政検査実施件数（令和5年度）

	家族及び接触者	菌陰性化	計
腸管出血性大腸菌感染症	8件	13件	21件

(2) 感染症発生動向調査事業

ア インフルエンザ施設別（学校等における集団かぜ）発生状況動向調査

インフルエンザ流行時の小中学校での患者発生情報、各機関との連携措置、予防接種との関係等予防対策を図ります。

○インフルエンザによる休校（園）・学年閉鎖・学級閉鎖件数（令和5年度）

	休校（園）	学年閉鎖	学級閉鎖
松阪市	0	78	103
多気町	1	12	10
明和町	0	15	18
大台町	0	6	1
県立高校	0	2	11
私立学校	0	5	15
合計	1	118	158

イ 三重県感染症発生動向調査事業

感染症の予防、まん延を防止することを目的に、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づくこの調査を実施することで、感染症の発生情報の正確な把握と分析をし、その結果を県民や医療機関への確かな情報提供・公開を行います。

○感染症サーベイランス定点医療機関数（松阪保健所管内）

17 定点：小児科5、インフルエンザ8、眼科1、STD2、基幹1

ウ 三重県感染症発生動向調査事業病原体検査

三重県感染症発生動向調査事業の一環として、病原体検査が必要と判断した場合や病原体検査定点医療機関から病原体の検査依頼があった場合、三重県保健環境研究所等で検査を実施することで、流行状況の早期発見、早期治療に資するとともに、疾病の予防や診断等に役立つ情報を提供・公開を行います。

○病原体検査実施状況（令和5年度）

区 分	件数	結 果	
		検出	検出せず
つつがむし病	2	1	1
デング熱	1	0	1
日本紅斑熱	15	10	5
カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	2	2	0
急性弛緩麻痺	2	1	1

急性脳炎	1	1	0
劇症型溶血性レンサ球菌感染症	2	2	0
侵襲性肺炎球菌感染症	2	2	0
麻疹	1	0	1
上気道炎	3	0	3
インフルエンザ	1 2	1 2	0
合計	4 3	3 1	1 2

施策 : 2-2 感染症対策の推進
基本事業 : 2 感染症危機管理体制の整備

(主担当 健康増進課)

主な取組内容

- ・感染症等の重大な健康危機管理事例発生時に健康被害を最小に抑えるため、平常時から各関係機関との連携体制を確保するために、危機管理ネットワーク会議を開催します。
- ・社会的影響の大きい感染症に備え、各関係機関と連携した訓練等を行い、防疫体制の強化を図ります。

1 感染症危機管理対策

感染症等の重大な健康危機管理事例発生時に健康被害を最小に抑えるため、平常時から各関係機関との連携体制を確保するために、危機管理ネットワーク会議を実施しました。

(1) 感染症危機管理ネットワーク会議

実施年月日時：令和5年9月28日（木） 16：30～18：30

実施場所：三重県松阪庁舎6階 大会議室 / ハイブリッド方式（オンライン併用）

出席者：35名

- 内 容：
- 1 管内における感染症発生状況について
 - 2 新型コロナウイルス感染症の第8波までの振り返りについて
 - 3 本県における新型コロナウイルス感染症の今
 - 4 感染症予防計画の改定及び健康危機対処計画の策定について
 - 5 意見交換
 - ・新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた今後の体制整備および連携について

施策 : 2-2 感染症対策の推進
 基本事業 : 3 感染症対策のための相談・検査の推進
 (主担当 健康増進課)

主な取組内容

・結核やエイズ等に関する相談・検査を推進し、これらの感染症の蔓延を防止します。

1 結核対策

令和5年度の管内の結核登録患者数は令和4年度から減少しており、経年的にみても減少傾向にあります。新登録患者を占める高齢者及び外国人の割合は高い状態が続いています。結核患者が治療完遂するために、DOTS等の支援を実施しています。また、結核の蔓延防止のために関係機関等に啓発を実施し、結核患者の早期発見、集団発生の防止を図ります。

(1) 結核登録患者状況(令和5年末)

	登録患者 (LTBI含む)	活動性全 結核患者数	有病率	新登録数 (LTBI含む)	罹患率
松阪市	35	6	3.9	18	11.6
多気町	1	0	0	0	0
明和町	1	0	0	0	0
大台町	1	0	0	0	0
管内計	38	6	3.0	18	9.1
三重県	329	96	5.6	175	10.1

* 有病率：年末活動性結核患者数÷人口×10万

* 罹患率：人口10万人あたりの新登録結核患者数

(2) 結核対策特別促進事業(結核患者への支援)(令和5年度)

結核患者が治療完遂するために、直接服薬確認(DOTS)等の支援を実施しました。DOTSカンファレンスに4回参加し、患者支援に必要な情報共有及び検討を行いました。

方法	結核		LTBI	
	実人数	延人数	実人数	延人数
訪問	13	78	5	31
来所	5	11	1	1
院内	1	1	0	0
連絡確認	1	3	0	0
計	20	93	6	32

(3) 接触者健康診断実施状況（令和5年度）

結核患者の接触者（家族・関係者等）の接触者健康診断等を実施し早期発見に努めています。

	対象人数	延べ人数	再掲（方法）,延べ人数					再掲（結果）,実人数		
			QFT	X線直接	ツ反検査	BCG	喀痰	発病のおそれ	潜在性結核	患者発見
対象者	12	21	20	1	0	0	0	0	0	0
内訳	家族	10	17	16	1	0	0	0	0	0
	その他	2	4	4	0	0	0	0	0	0

(4) 管理検診

治療終了後の結核登録患者に対して、再発の早期発見を目的に検診及び病状の確認を実施しました。

保健所実施分

受診者数（延べ）：34名 結果：再発なし

定期病状調査

対象者数（延べ）：12名 結果：再発なし

(5) 結核医療事業

入院勧告の要否や就業制限、結核医療の適否を診査し、蔓延防止対策及び医療の適正化を図りました。

感染症法第37条及び第37条の2関係（令和5年度）

感染症診査協議会開催回数			
19回			
感染症法37条			
申請数	8件	承認数	8件
感染症法37条の2			
申請数	29件	承認数	29件

(6) 結核健康診断補助金

結核患者の早期発見と患者発生防止を図るため、学校、又は施設の長が行う定期の健康診断に要する費用の一部を補助金として交付する事で、設置者の負担を軽減し、定期健康診断の実施を促進します。

	学校長		社会福祉施設	合計
	専門学校	高校		
施設数	1	1	28	30
検診人員	44	582	1124	1750

2 特定感染症検査等事業

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく「性感染症に関する特定感染症予防指針」に定められる性感染症に関する検査及び相談事業並びに感染症法に基づく「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」に定められるHIV抗体検査及びエイズに関する相談事業並びにウイルス性肝炎患者の重症化予防推進事業並びに風しん抗体検査事業を推進することにより、これらの感染症の発生の予防・まん延防止を図ります。

(1) HIV抗体検査及びエイズに関する相談事業

HIV・エイズに関する相談対応を行い、検査希望者に対してHIV抗体検査を実施しました。

HIV・エイズ相談件数				HIV抗体検査件数	
電話		来所			
男	女	男	女	男	女
41	15	0	0	23	17

(2) 性感染症検査及び相談事業

性感染症に関する相談対応を行い、検査希望者に対して梅毒検査を実施しました。

性感染症相談件数				梅毒検査件数	
電話		来所			
男	女	男	女	男	女
41	16	1	0	24	17

(3) ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業

ウイルス性肝炎に関する相談対応を行い、保健所及び医療機関（委託）にてB型肝炎・C型肝炎ウイルス検査を実施しました。

	肝炎ウイルス相談件数				肝炎ウイルス検査件数			
	電話		来所		保健所		委託医療機関	
	男	女	男	女	男	女	男	女
B型肝炎検査	40	20	1	1	27	21	4	3
C型肝炎検査	32	17	1	1	27	21	4	3

(4) 風しん抗体検査事業

先天性風しん症候群の防止のため、妊娠を希望する女性等を対象に医療機関に委託し、風しん抗体検査を実施しました。

風しん抗体検査受診券発行件数 100件

(5) 普及・啓発

エイズ及び性感染症に関する知識や情報等の普及を通じて、感染予防及び早期発見等の啓発を実施しました。

ア) HIV 検査普及週間 (6月1日～6月7日)

実施日	場所	内容
R5. 6. 1～ R5. 6. 7	松阪庁舎	松阪庁舎1階ロビーにて啓発コーナーを設置し、ポスター掲示、リーフレットやティッシュ等の配布をしました。

イ) 世界エイズデー (12月1日)

実施日	啓発場所	内容
R5. 11. 24	管内病院 (7) 管内診療所 (10) 管内専門学校 (1) 管内専修学校 (1)	管内医療機関 (泌尿器科、皮膚科、産婦人科) 及び管内専門学校・専修学校等へポスターを配布し啓発を依頼しました。
R5. 11. 27～ R5. 12. 8	松阪庁舎	松阪庁舎1階ロビーにて啓発コーナーを設置し、ポスター掲示、リーフレットやティッシュ等の配布をしました。
R5. 12. 1	J R 松阪駅	J R 松阪駅にて街頭啓発を実施し、世界エイズデーのテーマや相談先等を記載したティッシュを配布しました。

施策 : 2-3 介護の基盤整備と人材確保
 基本事業 : 1 介護施設サービスの充実

(主担当 総務企画課)

主な取組内容

・施設での介護サービスを必要とする高齢者が、円滑に施設入所できるよう特別養護老人ホーム等の介護基盤の整備を支援します。

1 老人福祉施設の整備状況 (松阪保健所管内分)

(令和6年4月1日現在)

市町名 区分	松阪市		多気町		明和町		大台町		計	
	件数	定員	件数	定員	件数	定員	件数	定員	件数	定員
介護老人福祉施設※ (特別養護老人ホーム)	15	750	2	120	2	160	2	100	21	1,130
介護老人保健施設	6	634	2	200	1	100	2	100	11	1,034
介護医療院	1	18							1	18
計	22	1,402	4	320	3	260	4	200	33	2,182

※地域密着型は除きます。

(令和6年4月1日現在)

市町名 区分	松阪市		多気町		明和町		大台町		計	
	件数	定員	件数	定員	件数	定員	件数	定員	件数	定員
養護老人ホーム	2	100							2	100
軽費老人ホーム (ケアハウスを含む)	7	280							7	280
有料老人ホーム	37	1,200			7	213			44	1,413
計	46	1,580			7	213			53	1,793

施策 : 2-3 介護の基盤整備と人材確保
 基本事業 : 5 在宅医療・介護連携の推進

(主担当 総務企画課)

主な取組内容

・介護保険事業の安定的な運営を支援するとともに、質の高いサービスが提供されるよう、介護従事者の人材育成と資質向上を図ります。

1 介護保険サービス提供基盤の整備状況

訪問介護・通所介護を始めとする各種の介護保険サービスを提供する事業所について、指定や変更に係る受付事務を行っています。

介護保険サービス指定事業所数（松阪保健所管内県指定分）

(令和6年4月1日現在)

サービス種別	松阪市	多気町	明和町	大台町	計	
居宅サービス	訪問介護	89	6	9	5	109
	訪問入浴介護	2	0	0	0	2
	訪問看護	24	3	6	2	35
	訪問リハビリテーション	5	2	1	1	9
	居宅療養管理指導	0	0	0	0	0
	通所介護	55	5	14	4	78
	通所リハビリテーション	11	2	2	2	17
	福祉用具貸与	19	3	1	0	23
	特定福祉用具販売	19	3	1	0	23
	短期入所生活介護	25	2	4	3	34
	短期入所療養介護	7	2	1	2	12
	特定施設入居者生活介護	8	0	1	0	9
	小計	264	28	40	19	351
介護予防サービス	介護予防訪問入浴介護	1	0	0	0	1
	介護予防訪問看護	21	3	5	2	31
	介護予防訪問リハビリテーション	5	2	1	1	9
	介護予防居宅療養管理指導	0	0	0	0	0
	介護予防通所リハビリテーション	12	2	2	2	18
	介護予防福祉用具貸与	19	3	1	0	23
	特定介護予防福祉用具販売	19	3	1	0	23
	介護予防短期入所生活介護	25	2	4	3	34
	介護予防短期入所療養介護	6	2	1	2	11
	介護予防特定施設入居者生活介護	7	0	1	0	8
小計	115	17	16	10	158	
合計	379	45	56	29	509	

※みなし指定事業者、地域密着型サービス事業者は除きます。

施策	: 2-4 健康づくりの推進
基本事業	: 1 望ましい生活習慣の確立による健康づくりの推進 (主担当 健康増進課)

主な取組内容

・県民の皆様、NPO、企業、学校、市町等と連携して、個人の適正な生活習慣が定着するための活動を支援し、県民一人ひとりの生活習慣の改善を推進します。

1 健康づくりの推進

(1) 健康づくり活動の推進

- ・全ての地域住民の健康づくりを推進します。
- ・健康であることを実感できる地域住民の増加をめざします。
- ・生活習慣病の多くは、日頃の生活習慣の影響も考えられるため、健康な時から心身ともより一層健康な状態に近づけるよう予防が大切であり、生活習慣病予防の啓発を行います。
- ・生涯を通じて健康な生活を送ることができるよう、企業や市町等と連携し、ライフステージに応じた健康支援を行います。働く世代における地域保健と職域保健の連携、ソーシャルキャピタルをはじめとした社会資源の有効活用など、健康づくりの情報を共有しながらライフステージに応じた地域の取組を進めます。
- ・地域住民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、健康づくりのきっかけを提供し、その継続を支援し、自らの健康づくりに積極的に取り組む地域住民の増加をめざします。

ア 松阪地区地域・職域連携推進事業

生活習慣病を予防するためには、一人一人が自ら健康づくりに取り組むとともに、健康教育や健康相談、健康診査などの保健事業による生涯を通じた支援が必要です。

そのため、地域保健と職域保健との連携により、働く世代の松阪地区固有の健康課題を共有し、地域特性を活かした健康課題の解決を目指し、生活習慣病の予防と健康寿命の延伸のための懇話会を行いました。(委員数 16名)

松阪地区地域・職域連携推進懇話会

日時 令和5年7月27日

場所 三重県松阪庁舎 大会議室

出席者 12名

内容 新型コロナウイルス感染症の振り返り及び健康づくり、メンタルヘルス対策等の実施状況と今後について(情報共有)

イ 三重とこわか健康マイレージ事業

県民の皆さんが生涯にわたり長く健康で生活できるよう、市町や企業とともに社会全体で健康づくりを応援する環境づくりに取り組みます。

三重とこわか健康マイレージ事業への参加者が増えるよう周知啓発を行いました。

県民の皆さんに健康づくりを行う機会を提供していただける「マイレージ特典協力店」への参加を呼びかけるため、食品衛生責任者講習会等にて事業説明を実施しました。

(ア) チラシ配布枚数 609枚

(イ) 管内マイレージ特典協力店数、マイレージ取組協力事業所数

	松阪市	多気町	明和町	大台町
マイレージ特典協力店	83	7	15	4
マイレージ取組協力事業所	12	3	2	2

ウ ヘルピー協働隊

ヘルピー協働隊は、「三重の健康づくり総合計画ヘルシーピープルみえ・21」を推進する目的で、平成14年に活動に賛同する有志の団体集まりとして立ち上がりました。

平成25年度からは「三重の健康づくり基本計画ヘルシーピープルみえ・21」を引き続き推進しています。地域における健康づくりを推進するという共通目標のもと、協働して活動しています。(参加団体数 30 団体)

(ア) ヘルピーおでかけ隊

ヘルピー協働隊のメンバーがそれぞれの活動場面に outward、それぞれの健康づくり活動を応援し合うことを目的として実施しました。

開催日	イベント名	テーマ	協働先
R5. 9. 10	松阪市健康フェスティバル	感染症予防(手洗い実習・H I V・結核)・ヘルピー普及啓発(栄養・自殺予防等)	松阪市
R5. 9. 29	コープみえ「商品・くらしの活動交流会」	ヘルピー普及啓発(栄養・受動喫煙対策・マイレージ・H I V)	コープみえ

(イ) ヘルピー協働隊通信(メールマガジン)

健康に関する最新情報をメールマガジンにより年3回発信しました。

エ たばこ対策

健康増進法の一部を改正する法律が成立・公布されたことを受け、「望まない受動喫煙をなくす」といった基本的な考え方に基づき、「世界禁煙デー」「禁煙週間」、各関係機関との協働イベントにおける地域住民向けの啓発活動や、食品衛生責任者講習会等において事業者に対し周知啓発を行いました。

(ア) 世界禁煙デー・禁煙週間

5月31日～6月6日の世界禁煙デー及び禁煙週間にて、庁舎内に特設ブースを設置し、啓発チラシやポスターを活用し庁舎利用者へ周知啓発を行いました。

(イ) 各関係機関との協働イベント

- ① 日時：令和5年9月10日(日) 10:00～15:00
場所：クラギ文化ホール
協働団体名：松阪市
内容：健康フェスティバルにおける啓発 250名
- ② 日時 令和5年9月29日(金) 10:30～13:00
場所 華王殿
協働団体名：生活協同組合コープみえ
内容 商品くらしの活動交流会における啓発 124名

(ウ) 飲食店向け周知啓発

食品衛生責任者講習会等において、参加者に対し受動喫煙対策に関する周知啓発を行いました。(計13回 609名)

(2) 健康食育推進事業

ア 野菜フル350推進事業

県民の食生活の現状は、全ての年代で野菜摂取不足となっています。県民が健康的な食生活を実践できるよう1日の野菜摂取目標量を350gとし、普及・啓発をすすめました。

(ア) 各関係機関との協働イベント

- ① 日時：令和5年9月10日（日）10:00～15:00
場所：クラギ文化ホール
協働団体名：松阪市
内容：健康フェスティバルにおける啓発 250名
- ② 日時 令和5年9月29日（金）10:30～13:00
場所 華王殿
協働団体名：生活協同組合コープみえ
内容 商品くらしの活動交流会における啓発 124名

(イ) その他普及啓発

- ① 食育月間（6月）での啓発 158名
- ② 健康づくり応援の店での啓発 990名

イ 健康づくり応援の店

健康に配慮した食事や健康づくりに関する適切な情報を提供する飲食店「健康づくり応援の店」登録店19店舗が健康情報の情報発信を行っています。

(3) 栄養施行事務

ア 給食施設指導

健康増進法、健康増進法施行細則に基づき、給食施設の栄養管理等に関する指導支援を実施するとともに、災害時等非常時の食料備蓄や対応について重点的に確認を行う予定でしたができませんでした。

(ア) 給食施設巡回指導

	管内給食施設数	指導数
① 知事指定施設	4	3
② 1以外の特定給食施設 ・（※学校再掲）	98 (36)	23
③ 一般給食施設 （※学校再掲）	69 (7)	9
計	171 (43)	35

(イ) 給食施設従事者研修会

日時：令和6年2月6日（火）

場所：松阪庁舎大会議室及びオンライン配信

参加者：会場36名、オンライン47名

（管外オンライン参加者 206回線314名）

内容：講演 「給食BCPについて」

講師 お茶の水女子大学 教授 須藤紀子 氏

「災害をシュミレーションしたワークショップ
～災害時、どのように食事を提供しますか？～」

イ 人材育成・支援事業

(ア) 市町栄養士支援

市町栄養士の資質向上と栄養改善施策の充実を目指し、必要に応じて助言・指導を実施しました。

管内市町栄養士連絡会議 3回

(イ) 地区組織育成支援

食生活改善推進連絡協議会との協創による健康的な社会環境づくりを推進するため、ソーシャルキャピタルの資質向上を図ることを目的に実施しました。

研修会支援

回数	延会員数
7回	157名

(ウ) 地域活動栄養士活動支援

定例会にて、最新栄養情報、研修に関する情報提供等を実施しました。

活動支援

回数	延会員数
9回	77名

ウ 栄養指導実施状況

	妊産婦	乳幼児	20歳未満	20歳以上
個別指導(延人員)	0	0	0	8

エ 虚偽誇大広告等栄養表示相談・指導状況

健康増進法に基づき虚偽誇大広告の禁止、食品表示法に基づき食品表示の保健事項(栄養成分表示)にかかる相談・指導を行いました。

(ア) 虚偽誇大指導状況 0件

(イ) 食品表示法(保健事項)指導状況 11件

施策 : 2-4 健康づくりの推進

基本事業 : 3 難病対策の推進

(主担当 地域保健課・総務企画課)

主な取組内容

・難病患者や家族に対して、療養上の不安を解消できる場の提供や、地域支援者が難病について正しく理解をすることで、難病患者が適切な医療提供・療養支援を受けることができるような体制整備を図ります。

1 特定医療費（指定難病）等医療費助成状況

希少で原因不明、治療法未確立であり、長期にわたる治療が必要な難病患者を支援するため、平成27年1月1日から施行された「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく特定医療費と、特定疾患治療研究事業に基づく特定疾患医療の受給者申請により、厚生労働省が定める認定基準を満たした方に受給者証を交付しています。

令和6年3月末現在 受給者数

番号	疾病名	松阪市	多気町	明和町	大台町	合計	番号	疾病名	松阪市	多気町	明和町	大台町	合計
1	球脊髄性筋萎縮症	5	0	1	0	6	84	サルコイドーシス	23	2	5	1	31
2	筋萎縮性側索硬化症	9	0	0	1	10	85	特発性間質性肺炎	54	3	7	2	66
5	進行性核上性麻痺	16	0	1	0	17	86	肺動脈性肺高血圧症	8	2	4	0	14
6	パーキンソン病	195	16	30	8	249	88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	6	0	0	0	6
7	大脳皮質基底核変性症	5	0	2	1	8	89	リンパ脈管筋腫症	1	0	0	0	1
8	ハンチントン病	2	0	0	0	2	90	網膜色素変性症	26	0	1	1	28
11	重症筋無力症	36	4	5	0	45	92	特発性門脈圧亢進症	1	0	0	0	1
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	35	3	7	3	48	93	原発性胆汁性胆管炎	37	5	10	1	53
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	4	0	1	0	5	94	原発性硬化性胆管炎	2	0	0	0	2
15	封入体筋炎	2	0	2	0	4	95	自己免疫性肝炎	13	5	0	1	19
17	多系統萎縮症	15	2	4	0	21	96	クローン病	50	3	11	2	66
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く)	39	1	2	2	44	97	潰瘍性大腸炎	206	18	37	4	265

20	副腎白質ジストロフィー	1	0	0	0	1	98	好酸球性消化管疾患	4	0	0	0	4
21	ミトコンドリア病	2	0	1	0	3	99	慢性特発性偽性腸閉塞症	1	0	0	0	1
22	もやもや病	16	2	2	0	20	107	若年性特発性関節炎	3	0	0	0	3
26	HTLV-1 関連脊髄症	1	0	1	1	3	109	非典型溶血性尿毒症症候群	2	0	0	0	2
28	全身性アミロイドーシス	13	0	0	1	14	113	筋ジストロフィー	13	0	1	0	14
30	遠位型ミオパチー	1	0	0	0	1	117	脊髄空洞症	0	0	1	0	1
34	神経線維腫症	3	0	0	0	3	122	脳表ヘモジデリン沈着症	1	0	0	0	1
35	天疱瘡	3	0	0	0	3	127	前頭側頭葉変性症	2	0	0	0	2
37	膿疱性乾癬	6	0	1	1	8	138	神経細胞移動異常症	1	0	0	0	1
38	スティーブンス・ジョンソン症候群	2	0	0	0	2	140	ドラベ症候群	1	0	0	0	1
40	高安動脈炎	2	0	0	0	2	143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	1	0	0	0	1
41	巨細胞性動脈炎	2	0	1	0	3	144	レノックス・ガストー症候群	0	0	0	1	1
42	結節性多発動脈炎	0	1	0	0	1	151	ラスマッセン脳炎	0	0	1	0	1
43	顕微鏡的多発血管炎	13	0	1	2	16	158	結節性硬化症	5	0	2	1	8
44	多発血管炎性肉芽腫症	3	0	1	1	5	161	家族性良性慢性天疱	1	0	0	0	1
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	7	0	3	0	10	162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む)。	7	2	1	0	10
46	悪性関節リウマチ	8	0	2	0	10	167	マルファン症候群	1	0	0	0	1
47	バージャー病	0	0	1	0	1	171	ウィルソン病	2	0	1	0	3
49	全身性エリテマトーデス	90	11	13	5	119	209	完全大血管転位症	0	0	1	0	1
50	皮膚筋炎／多発性筋炎	31	5	6	2	44	210	単心室症	1	0	0	0	1
51	全身性強皮症	47	3	6	2	58	211	左心低形成症候群	1	0	0	0	1
52	混合性結合組織病	13	1	2	2	18	215	フロー四徴症	0	0	0	1	1
53	シェーグレン症候群	16	2	6	2	26	217	エプスタイン病	1	0	0	0	1
54	成人スチル病	5	1	0	0	6	220	急速進行性糸球体腎炎	4	0	0	1	5
55	再発性多発軟骨炎	1	0	1	0	2	221	抗糸球体基底膜腎炎	0	0	1	0	1

56	ベーチェット病	14	0	2	1	17	222	一次性ネフローゼ症候群	12	0	2	3	17
57	特発性拡張型心筋症	21	5	7	3	36	223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	1	0	0	0	1
58	肥大型心筋症	9	0	3	1	13	224	紫斑病性腎炎	3	0	0	1	4
59	拘束型心筋症	1	0	0	0	1	226	間質性膀胱炎(ハンナ型)	3	0	0	1	4
60	再生不良性貧血	12	3	1	0	16	227	オスラー病	6	0	1	0	7
61	自己免疫性溶血性貧血	1	0	0	0	1	229	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)	1	0	0	0	1
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	0	0	2	0	2	238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	1	0	0	0	1
63	特発性血小板減少性紫斑病	36	2	4	1	43	271	強直性脊椎炎	3	1	0	0	4
65	原発性免疫不全症候群	3	0	0	0	3	281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	1	0	0	0	1
66	IgA 腎症	19	1	0	0	20	283	後天性赤芽球癆	0	0	0	1	1
67	多発性嚢胞腎	22	1	5	1	29	288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	1	0	0	0	1
68	黄色靱帯骨化症	7	0	1	3	11	293	総排泄腔遺残	0	1	0	0	1
69	後縦靱帯骨化症	75	13	9	3	101	296	胆道閉鎖症	0	1	0	0	1
70	広範脊柱管狭窄症	3	0	1	0	4	298	遺伝性脾炎	1	0	0	0	1
71	特発性大腿骨頭壊死症	27	2	3	3	35	300	IgG4関連疾患	10	1	1	0	12
72	下垂体性ADH 分泌異常症	10	0	1	0	11	306	好酸球性副鼻腔炎	16	1	4	1	23
75	クッシング病	1	0	0	1	2	318	シトリン欠損症	0	0	1	0	1
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	9	0	0	0	9	327	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)	1	0	0	0	1
78	下垂体前葉機能低下症	16	1	3	0	20	331	特発性多中心性キャッスルマン病	4	0	1	0	5
83	アジソン病	1	0	0	0	1		合計	1480	125	240	75	1919

※ 疾病番号がない疾病については、受給該当者なし

特定疾患治療研究事業受給者数 スモン 1名 (令和6年3月31日現在)

先天性血液凝固因子障害等治療研究事業受給者数 7名 (令和6年3月31日現在)

2 難病在宅ケア事業

難病患者・家族が必要なサービスを受けながら安心して地域で生活できることを目指し、地域で保健、医療、福祉を包括した在宅療養支援体制の推進を図ることを目的としています。

(1) 個別ケアの実施

- ア 要支援難病患者やその家族が抱える日常生活上及び療養上の相談について、患者等のプライバシーに配慮しつつ、関係機関と連携を図り、個別の相談、指導、助言を行っています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問相談	54	51	47	64	45
来所相談	72	30	87	87	90
電話相談	101	86	69	83	116

イ 在宅療養支援計画策定、評価事業

要支援難病患者に対し、個々の実態に応じて、きめ細かな支援を行うため、在宅療養支援計画を作成し、適切なサービスの提供を行っています。また、適宜、評価を行い、関係機関等と相互に連携し、支援体制の整備を図っています。

在宅療養支援計画策定：22件

(2) 医療相談事業

目的：在宅療養中の神経難病患者やその家族は、災害時の避難場所や避難方法など災害時の対応に不安を感じている。そこで、難病患者やその家族が災害時のポイントを学び、災害時の準備を進めていくことで災害時の不安を軽減することを目指します。

日時：令和5年11月12日（日）13：30～15：30

対象：神経難病患者、家族

（球脊髄性筋萎縮症、筋萎縮性側索硬化症、脊髄性筋萎縮症、進行性核上性麻痺、パーキンソン病、重症筋無力症、多発性硬化症、多系統萎縮症、脊髄小脳変性症、筋ジストロフィー）

場所：松阪庁舎 大会議室

参加者：患者10名 家族17名 関係者10名

内容：説明、講演、交流会

ア 説明

「神経難病患者の災害の備えに関する現状」

三重県松阪保健所地域保健課

イ 講演

「神経難病チーム医療～災害予防期の取組み～」

講師：宇野胃腸内科脳神経内科 宇野 研一郎 医師

ウ 交流会

在宅生活の困りごと、病状の進行について等

3 肝炎治療特別促進事業

B型ウイルス性肝炎に対して主に行われる核酸アナログ製剤治療及びC型ウイルス性肝炎に対して主に行われるインターフェロンフリー治療、どちらの肝炎に対しても行われるインターフェロン治療にかかる医療費を助成します。

申請(認定)者数	(令和5年度)
核酸アナログ製剤治療	102名
インターフェロンフリー治療	11名
計	113名

4 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変の入院医療費の助成を行います。

肝がん・重度肝硬変の入院治療に係る自己負担額が高額療養費の基準額を超えた月が1年間で4か月以上となったら、県の定める指定医療機関において、4か月目から自己負担額が月1万円となるように助成を受けることができます。

令和5年度 0件

5 原子爆弾被爆者健康管理

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、被爆者健康手帳所持者に対する健康診断の実施及び被爆者のうち認定された者に対して、医療特別手当等の給付事務を行っています。

(1) 市町別被爆者健康手帳所持者及び各種手当受給状況

(令和6年3月末現在：人数)

区分 市町名	手帳 交付数	各種手当受給者数					
		医療特別 手当	健康管理 手当	保健手当	家族介護 手当	介護手当 (重度)	葬祭料 (令和5年度)
松阪市	10	1	7				2
多気町							
明和町							
大台町							
合計	10	1	7				2

(2) 健康診断受診者状況

(令和5年度実績：受診人数)

区分 市町名	定期健康診断				申請による健康診断					
	第1回		第2回		健康診断		がん検診			
	一般	肝機能	一般	肝機能	一般	肝機能	胃 内視鏡	肺 (X線)	大腸	多発性 骨髄腫
松阪市	1	1	3	3						
多気町										
明和町										
大台町										
合計	1	1	3	3						

政策 I - 3 暮らしの安全

施策	: 3-4 食の安全・安心と暮らしの衛生の確保
基本事業	: 1 食品と生活衛生営業施設等の衛生確保 (主担当 衛生指導課)

<p>主な取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品関係施設の監視指導、食品の検査、食品表示の適合性確認等を実施するとともに、食品事業者の自主管理を促進に取り組みます。

※ 三重県食品監視指導計画をベース

1 施設の衛生監視と食品の検査に関する取組

(1) 食中毒発生による対応

下痢、嘔吐、発熱等の食中毒症状を呈する患者を診察した医師から届出を受けたとき、又はその他食中毒患者等が発生していると認めるときには、その原因となった食品等に加え、病因物質を追及するために必要な疫学的調査を行っています。

●令和5年度実績（括弧内は前年度）

	事件数	備考
食中毒	0(2)	

(2) 食品事業者等の監視指導

食品の製造から販売に至る各段階において、危害発生リスクに応じた監視頻度を定め、食品等の衛生的な取扱いの監視を行うとともに、食品の温度管理が重要な夏期（6～8月頃）及び流通量が増加する年末（11～12月）に集中的な立入検査を行い、食中毒の発生を未然に防止するために取り組んでいます。

●令和5年度実績

	施設数	監視数	備考
許可・届出	4,701(4,646)	1,654(1,539)	飲食店、菓子製造業、販売業等

(3) 食品等の試験検査

流通食品を定期的に収去し、津保健所総合検査室又は保健環境研究所で検査することにより、不良、違反食品の流通防止を図るとともに、検査の結果を食品等事業者の衛生管理の向上に活用しています。

●令和5年度実績（括弧内は前年度）

区分	検体数	備考
試験検査	185(134)	食品、拭き取り検査
規格基準違反	0(0)	—
衛生管理指標不適合	5(6)	食品（惣菜）

2 自主管理の促進に関する取組

○ 食品取扱者の人材育成・資質向上

食品等事業者による自主的な衛生管理を促進するために、地域の食品衛生を推進する担い手となる食品衛生指導員及び営業施設の衛生管理を行う食品衛生責任者を養成し、その資質の向上に新たな知見を習得できる講習を定期的実施しています。

●令和5年度実績（括弧内は前年度）

区分		回数	備考
食品衛生責任者	養成講習	2(3)	128名
	再講習	13(24)	457名
食品衛生指導員	養成講習	1(1)	20名
	講習	1(2)	95名

3 食品の適正表示に関する取組

(1) 食品表示に係る相談

食品の適正な表示により、消費者が摂取する際の安全性に加え、消費者による合理的な選択の機会を確保するために、食品関連事業者等からの相談に応じ、旧表示から食品表示法に基づく食品表示基準の新表示への円滑な移行を支援しています。

●令和5年度実績（括弧内は前年度）

区分		相談数	備考
食品表示法	品質事項	16(30)	
	衛生事項	10(32)	
	保健事項	11(23)	
他法令		1(1)	

(2) 食品表示の監視指導

食品の表示が適正であることを確認するために、小売店、製造所等のほか、地方卸売市場、大型ショッピングセンター等の立入検査を実施しています。

●令和5年度実績（括弧内は前年度）

	監視施設件数	指導施設件数	備考
食品等事業者	203(203)	22(18)	加工食品10品

4 食の安全・安心の相互理解に関する取組

(1) 食中毒予防情報等の発信

夏期（7月～9月）、食中毒の発生しやすい気象条件が見込まれるときに、食中毒警報を発令し、市町、三重県食品衛生協会、地方卸売市場等へ注意を喚起するほか、食品の取扱い等の予防措置に関する情報提供を行っています。

●令和5年度実績（括弧内は前年度）

内容	発令回数	備考
警報	3(2)	7月3日、7月18日、8月28日

(2) 消費者啓発

食品衛生月間（8月）での食中毒予防の啓発活動のほか、出前トーク等による消費者への正しい知識の普及、双方向の意見交換を交え、今後の施策への参考としています。

●令和5年度実績（括弧内は前年度）

区分	回数	対象者数	備考
啓発	2(2)	1,000(720)	・令和5年8月1日（火） MEGA ドン・キホーテUNY嬉野店 ・令和5年8月3日（木） イオン明和店
講習会	31(51)	1,017(1,145)	

施策 : 3-4 医薬品等の安全・安心の確保と動物愛護の推進
基本事業 : 1 食品と生活衛生営業施設等の衛生確保
 (主担当 衛生指導課)

主な取組内容

・生活衛生営業施設の監視指導、講習会等を行い、生活衛生営業施設の自主的な衛生管理の推進に取り組みます。

1 生活衛生関係営業の監視指導

○ 生活衛生関係営業施設の監視指導

営業施設において、法令、条例等で求められる衛生上の措置の状況を確認するために監視指導を実施しています。また、特に公衆浴場及び旅館業の営業者に対しては、浴場でのレジオネラ感染を防止するための対策を講じるように指導しています。

●令和5年度実績（括弧内は前年度）

区分	施設数	監視数	備考
理容所	268(270)	15(12)	-
美容所	609(595)	22(27)	-
クリーニング ※	30(31)	4(1)	-
公衆浴場	28 (29)	9(4)	・普通、その他
旅館	117 (116)	27(11)	・ホテル、旅館、簡易宿所、下宿
興行場	7(7)	1(0)	・常設、仮設（5日以上又は4日以下）

※洗濯を行っている施設のみ計上

2 生活衛生関係営業の自主的な衛生管理の推進

○ 理容所及び理容所の衛生消毒の普及

理容所及び美容所の従事者等に対して、法令等で規定されている消毒の方法を周知徹底するために講習会等を実施しています。

●令和5年度実績（括弧内は前年度）

内容	回数	対象者数	備考
講習会	3 (0)	150(0)	・理容組合（松阪支部、久居一志支部） ・美容組合

施策 : 3-4 食の安全・安心と暮らしの衛生の確保
 基本事業 : 2 医薬品等の安全な製造・供給の確保
 (主担当 衛生指導課)

主な取組内容

・薬局、医薬品販売業等のほか、毒物劇物営業、麻薬業務等の薬事関係施設の監視指導を実施します。また、安全な血液製剤を確保するために献血及び造血幹細胞移植の円滑かつ適正な実施に資することを目的に骨髄バンクドナー登録の推進に取り組みます。

1 医薬品等安全対策

(1) 医薬品等の製造販売、調剤又は販売を行う施設の監視指導

薬局、ドラッグストア、卸売販売営業所等における医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の遵守状況を確認するために監視指導を実施しています。

●令和5年度実績（括弧内は前年度）

区分	施設数	監視数	備考
薬局	107(108)	57(68)	-
医薬品販売業	78(79)	22(27)	・店舗販売、配置販売、卸売販売
医療機器販売業	845(824)	129(172)	・高度管理又は特定保守管理、管理、一般
再生医療製品	1(1)	4(5)	-

(2) 毒物又は劇物の製造、販売等を行う施設の監視指導

ホームセンター、農業協同組合等における毒物及び劇物取締法の遵守状況を確認するために監視指導を実施しています。

●令和5年度実績（括弧内は前年度）

区分	施設数	監視数	備考
営業登録	94(100)	29(34)	・製造業、販売業（一般、農業、特定）等
業務上取扱届	2(2)	1(1)	・電気めっき、金属熱処理、しろあり防除等

(3) 麻薬、向精神薬等を取り扱う施設の監視指導

病院、診療所、歯科診療等における麻薬及び向精神薬取締法等の遵守状況を確認するために監視指導を実施しています。

●令和5年度実績（括弧内は前年度）

区分	施設数	監視数	備考
麻薬	173(171)	79(79)	・卸売、小売、診療施設、研究者
向精神薬	432(436)	83(81)	・卸売、薬局、診療施設、研究施設
覚醒剤原料	419(422)	84(81)	・取扱者、薬局、診療施設

2 献血の推進 ※三重県献血推進計画をベース

(1) 献血ページェント等の実施

医療機関で使用する血液製剤に加えて、原料血漿を確保するために、市町、関係団体及び三重県赤十字血液センターと連携することで献血の推進を図るほか、献血思想の普及、県民の献血への理解を深めるために、年間を通じてキャンペーンを展開することにより、目標献血者数の達成に向けて取り組んでいます。

●令和5年度実績（括弧内は前年度）

内容	採血者	備考
400mL 献血 街頭啓発等	2,918(2,612)	・愛の血液助け合い運動（7月～8月） ・氏郷まつり（11月） ・ウィンター献血（3月） ・その他

(2) 若年層等への献血啓発

将来の献血を担う若年層に対する普及啓発の一環として、高校生等をヤングミドナサポーターに委嘱することにより、街頭献血での啓発活動のほか、三重県赤十字血液センターの見学会、学生同士の意見交換の場となる高校生献血推進会議等の献血に関する理解を深める機会を提供しています。

●令和5年度実績（括弧内は前年度）

内容	委嘱者	備考
ヤングミドナ サポーター	24(36)	飯南高等学校、三重高等学校、相可高等学校

3 骨髄バンクドナー登録の推進

(1) ドナー登録制度の啓発

ボランティア団体「勇気の会（三重県骨髄バンク推進連絡会議）」と連携し、献血のキャンペーンに合わせて、県民にドナー登録への理解を求めるほか、骨髄提供ドナー助成制度（管内では松阪市・多気町（令和4年～））の活用、企業へのドナー休暇制度の導入の啓発に取り組んでいます。

●令和5年度実績（括弧内は前年度）

内容	回数	備考
街頭啓発	6(7)	

(2) ドナー登録窓口の開設

常設の保健所ドナー登録窓口（平日：完全予約制）に加えて、県民の利便性を高めるために、街頭献血会場で臨時窓口を積極的に設けることにより、ドナー登録のさらなる推進に取り組んでいます。

●令和5年度実績（括弧内は前年度）

内容	開設回数	登録者数	備考
保健所窓口	0(0)	0(0)	
臨時窓口	6(7)	10(25)	

施策 : 3-4 食の安全・安心と暮らしの衛生の確保

基本事業 : 3 人と動物との共生環境づくり

(主担当 衛生指導課)

主な取組内容

・動物愛護教室等による普及啓発活動に加え、動物の適正飼養の推進等の取組を三重県動物愛護推進センター（以下「あすまいる」という。）と連携することで強化します。また、動物による危害発生の防止にも取り組みます。

※ 三重県動物愛護管理推進実施計画をベース

1 動物愛護管理の普及啓発

(1) 動物愛護教室等の実施

小学生等を対象にして、命の大切さを学ぶ動物愛護教室をあすまいると協力して実施することにより、動物愛護への意識が育まれるように取り組んでいます。

●令和5年度実績（括弧内は前年度）

区分	回数	備考
小学校	0(0)	
その他	0(0)	

(2) 動物愛護関係行事の実施

小、中学生から動物愛護に関する絵及びポスターを募集し、入賞作品をショッピングセンター等で展示することで、県民の動物の愛護及び適正飼養への理解と関心を深める機会の提供に取り組んでいます。

●令和5年度実績（括弧内は前年度）

区分	回数	備考
ポスター展示	1(1)	・動物愛護ポスター入賞作品の展示

2 適正飼養の推進

○ 適正（終生）飼養及び譲渡の推進

犬及び猫の所有者への適正（終生）飼養の啓発を行うほか、拾得者等から引取り又は負傷で収容した犬及び猫に関しては、所有者を発見し、速やかに返還できるように努めています。また、所有者がいないと推測される、又は所有者の発見ができないときには、あすまいる、ボランティア団体等と協力し、新たな飼い主への譲渡を進め、殺処分数（分類②）に属する個体数について）ゼロとなるよう取り組んでいます。

●令和5年度実績（括弧内は前年度）

区分	引取り・収容頭数	返還頭数	譲渡数	処分数	
				分類②*	分類①*③*
犬	23(16)	16(13)	6(3)	0(0)	1(0)
猫	17(46)	0(0)	8(32)	0(0)	9(14)

*「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（令和2年環境省告示第53号）」における3分類

① 譲渡することが適切ではない場合（治癒見込みがない病気や攻撃性がある等）の処分数

② ①及び③以外の場合（譲渡先の確保や適切な飼養管理が困難等）の処分数

③ 引取り後に死亡した場合（輸送中の死亡等）の処分数

3 動物による危害や迷惑問題の防止

(1) 家庭動物等による危害及び迷惑の防止

けい留されていない犬の保護のほか、家庭動物等の飼養に関する苦情及び相談に的確に対応できるように努めています。また、飼い犬が人を咬む事故が発生したときには、飼い主に対して適切な指導、危害防止に必要な措置等を講じることにより、危害の再発防止にも取り組んでいます。

●令和5年度実績（犬に関する問い合わせ受付件数）

総数	飼い方指導依頼	野犬・放浪犬保護依頼	負傷・死亡収容依頼	引取り依頼	失踪照会	その他
87	23	26	1	8	27	2

●令和5年度実績（猫に関する問い合わせ受付件数）

総数	飼い方指導依頼	飼い主のいない猫の不妊・去勢手術依頼	負傷・死亡収容依頼	引取り依頼	失踪照会	その他
155	36	29	24	10	18	38

(2) 飼い主のいない猫対策

あすまいるとの協力によって、飼い主のいない猫を対象に不妊又は去勢を施すほか、飼い主のいない猫を新たに生み出さず、これらを地域で管理していく方法等を助言することにより、猫による迷惑行為、糞尿被害等の問題解決の支援に取り組んでいます。

●令和5年度実績（括弧内は前年度）

内容	実施地域数	処置頭数	備考
飼い主のいない猫の不妊・去勢の手術	13 (17)	87 (106)	・松阪市内 12 地域、多気町内 1 地域、

(3) 特定動物による人への危害防止

特定動物（人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物）は、適正な施設、方法で飼養等がなされ、飼養が困難な場合の措置を講じることができる体制を確保しておく必要があり、それらの確認を行うために監視指導を実施しています。

●令和5年度実績（括弧内は前年度）

内容	施設数	監視数	備考
特定動物飼養許可	7(8)	4 (3)	・ニホンザル、カラカル、ワニガメ等

4 動物取扱業の適正化

(1) 動物取扱業への監視指導

動物取扱業者（動物の販売、保管、貸出し、訓練、展示等を業として行う者）に対して、動物の管理の方法等を確認するために監視指導を実施しています。

●令和5年度実績（括弧内は前年度）

内容	施設数	監視数	備考
第一種動物取扱業	115(107)	27 (38)	・営利目的の動物取扱業
第二種動物取扱業	10(9)	3(6)	・非営利目的の動物取扱業

(2) 動物取扱業者による適正な動物の取扱いの促進

事業所の動物取扱責任者に選任された者が業務を適正に実施するために、その業務に必要な知識及び能力に関する研修を実施しています。

●令和5年度実績（括弧内は前年度）

内容	回数	参加者数	備考
研修会	1(3)	60 (106)	・動物取扱責任者研修 10月6日 松阪庁舎6階大会議室

施策 : 3-4 食の安全・安心と暮らしの衛生の確保
 基本事業 : 4 薬物乱用防止対策の推進

(主担当 衛生指導課)

主な取組内容

・学校における薬物乱用防止教室、県民対象の講習会等のほか、『ダメ。ゼッタイ。』普及運動等の啓発活動による「未然防止」、薬物乱用者とその家族に対する支援を中心とした「再乱用防止」、及び関係機関が連携した「取締」の3つの対策により、薬物を許さない社会環境づくりに取り組みます。

1 未然防止事業

(1) 啓発活動の推進

県が委嘱した薬物乱用防止指導員（保護司、学校薬剤師等）と協力し、主要駅周辺、イベント会場等での街頭啓発を実施しています。また、学校から啓発用ポスターを募集し、入賞作品をショッピングセンターで展示することで、県民の薬物乱用防止への意識を喚起するほか、県民へ薬物の危険性を講習会等で語り伝える取組みを進めています。

●令和5年度実績（括弧内は前年度）

区分	回数	備考
啓発	2 (2)	・「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（6月20日～7月19日） ・麻薬・覚醒剤乱用防止運動（10月1日～11月30日）
ポスター	4 (4)	・不正大麻・けし撲滅運動ポスターの配布・掲示 ・「ダメ。ゼッタイ。」普及運動ポスターの掲示 ・麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動ポスターの掲示 ・薬物乱用防止ポスター入賞作品の展示 11月18日～21日 三重県立みえこどもの城
講習会	0(1)	・薬物乱用防止講習等

(2) 取締りの強化・厳正な処分等

病院、薬局等の立入検査を行うことにより、麻薬等の適正な取扱管理を確認するほか、地域の警察署や薬物乱用防止指導員等と協力することで、宅地、畑地等に自生する不正大麻・けしの発見及び除去を行っています。

●令和5年度実績（括弧内は前年度）

区分	箇所数	除去本数	備考
不正大麻	0 (0)	0 (0)	
不正けし	15(73)	1,362 (7883)	

※ 病院、薬局等の立入検査は、基本事業：14403 医薬品等の安全な製造・供給の確保をご覧ください。

2 再乱用防止事業

(1) 薬物相談窓口の開設

常設の相談窓口の開設によって、薬物乱用者又はその家族からの電話等による相談に応じています。また、こころの健康センター等によるネットワークを活用し、薬物乱用者、薬物事犯で検挙された青少年等の社会復帰も支援しています。

●令和5年度実績（括弧内は前年度）

区分	相談件数	備考
電話	0 (0)	
来所	0 (0)	

(2) 地域依存症ネットワーク会議への参加

こころの健康センターが主催する松阪地域依存症ネットワーク会議（NPO 法人三重ダルクとの協働委託事業）へ参加することによって、関係機関と円滑な連携を図ることができるように、定期的な情報の交換又は共有を行っています。

●令和5年度実績（括弧内は前年度）

内容	参加者数	備考
会議	0 (1)	・参加機関 障害者相談支援事業所、市町、精神科病院、警察署、津保護観察所、保護司会、保健所

3 取締事業

○ 危険ドラッグ販売店舗の把握及び立入検査

危険ドラッグの販売は、インターネットを介した取引が主流であることから、ウェブサイトの定期的な監視を実施するほか、県警察本部等の取締機関と連携し、情報収集を行うことで店舗の把握に努めており、疑わしい店舗には立入検査を実施しています。

●令和5年度実績（括弧内は前年度）

内容	実施回数	備考
ネット監視	1 (1)	

政策Ⅲ 共生社会の実現

政策Ⅲ－１３ 福祉

施策	: 13-1 地域福祉の推進
基本事業	: 1 地域福祉活動の推進と質の高い福祉サービスの提供 (主担当 総務企画課)

主な取組内容

- ・地域福祉活動の中核的な役割を担う民生委員・児童委員活動の円滑な推進を図るため、各地域において組織された地区民生委員児童委員協議会による活動の強化等を目的とした事業の実施に要する経費に対して助成を行います。
- ・100歳以上の高齢者調査を行います。

1. 民生委員組織活動費補助金

令和5年度の松阪管内の補助金額は、3,817,259円です。各市町の民生委員児童委員の協議会数及び委員委嘱者数は以下のとおりです。

令和6年3月31日現在

	民生委員児童委員協議会数	民生委員児童委員委嘱者数
松阪市	14	391
多気町	1	41
明和町	1	51
大台町	1	50
計	17	533

2 100歳以上高齢者数の調査

9月15日は老人福祉法第5条第2項で「老人の日」と定められており、毎年この日にあわせ、県内の100歳以上の高齢者調査を実施しています。

長寿を祝い、多年にわたり社会の発展に寄与してこられたことに感謝するとともに、広く国民に高齢者福祉への理解と関心を深めてもらうため、100歳を迎える高齢者に対し、内閣総理大臣からの祝状と記念品（銀杯）を贈呈しています。

なお、令和5年度の贈呈対象者は、大正12年4月1日から大正13年3月31日までの間に生まれた方です。

(1) 100歳以上の長寿者の推移

(令和5年9月1日現在)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
松阪市	総数	118	125	141	132	122
	男	13	18	12	13	12
	女	105	107	129	119	110
多気町	総数	10	16	16	17	17
	男	3	2	2	3	2
	女	7	14	14	14	15
明和町	総数	16	18	19	19	17
	男	4	4	4	7	5
	女	12	14	15	12	12
大台町	総数	11	15	17	21	18
	男	1	1	1	4	4
	女	10	14	16	17	14
管内	総数	155	174	193	189	174
	男	21	25	19	27	23
	女	134	149	174	162	151
三重県	総数	1,040	1,119	1,222	1,113	1,295
	男	109	128	123	131	138
	女	931	991	1,099	1,244	1,157

(2) 令和5年度祝状と記念品（銀杯）の贈呈人数

松阪市 58名、多気町 8名、明和町 5名、大台町 4名 計 75名

施策	: 13-1 地域福祉の推進
基本事業	: 2 生きづらさを抱える人の支援体制づくり (主担当 健康増進課)

主な取組内容

・県民一人ひとりの健康を保ち、健やかに生活できるよう、うつ・自殺対策を推進します。

1 自殺対策

(1) 地域自殺対策緊急強化事業

地域住民ひとりひとりが自殺予防を含めたところの健康問題への正しい知識をもち、理解を深め、地域の絆を生かすことにより、人とひとのつながりをさらに強化し、誰も自殺に追い込まれることのない地域づくりを目指す。

ア 関係機関との連携

(1) 松阪地域自殺・うつ対策ネットワーク会議の開催

令和5年7月27日 地域職域連携推進懇話会と合同開催

(2) 松阪市雇用・生活・ところと法律の合同相談会に協力

令和5年9月13日

令和5年12月25日

令和6年3月22日

イ 人材養成事業

(1) メンタルパートナー養成

開催日	開催場所	対象者	回数	養成者数
令和5年6月2日 令和5年9月8日 令和5年9月28日 令和6年2月21日	松阪庁舎	看護学生、管理栄養士学生	4回	31名

(2) 自殺対策研修会

開催日	開催場所	対象者	内容	回数	参加者数
令和6年2月28日	松阪庁舎 (会場とWebのハイブリット開催)	松阪保健所管内の関係機関(松阪地区地域・職域連携推懇話会委員、教育委員会、病院、社会福祉施設、ヘルピー協働隊メンバー等)および三重県内のホワイトみえ認定企業	事業所におけるメンタル不調の現状、管理監督者の役割等、職場のメンタルヘルス対策について	1回	47名

ウ 自殺予防の普及啓発事業

ところの健康づくりや自殺予防に関する普及啓発を、自殺予防週間及び自殺対策強化月間、イベントに合わせて実施しました。

(1) 自殺予防週間における啓発

開催日	啓発場所	イベント名	内容	啓発数
令和5年 9月10日(日)～ 9月16日(土)	松阪庁舎内	庁舎内啓発	啓発ポスター掲示、啓 発用ティッシュ・チラ シ等配布	20部
令和5年 9月8日(金)	松阪駅周辺	街頭啓発	啓発用ティッシュ・チ ラシ・パンフレット等 配付	700部

(2) 自殺対策強化月間における啓発

日時	啓発場所	イベント名	内容	啓発数
令和6年 3月1日(金)～ 3月31日(日)	松阪庁舎内	庁舎内啓発	啓発ブース設置、啓発 用ティッシュ・チラ シ・ポスター等配布、 幟旗設置	30部
令和6年 3月1日(金)	松阪駅周辺 近鉄伊勢中川駅 周辺	街頭啓発	啓発用ティッシュ・チ ラシ・パンフレット等 配付	850部

施策	: 13-1 地域福祉の推進
基本事業	: 4 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 (主担当 総務企画課)

主な取組内容

・歩行が困難な方の外出を支援し社会参加を促進するため、「三重おもいやり駐車場利用証制度」を推進します。

1 三重おもいやり駐車場利用証制度

(1) おもいやり駐車場利用証新規交付者数推移 (管内発行分)

	松阪市	多気町	明和町	大台町	計
令和3年度	716	84	195	28	1,023
令和4年度	836	73	191	34	1,134
令和5年度	839	82	171	35	1,127

施策 : 13-2 障がい者福祉の推進
 基本事業 : 1 障がい者の地域生活・就労の支援と福祉サービスの充実
 基本事業 : 2 障がい者の相談支援体制の強化
 (主担当 総務企画課・地域保健課)

主な取組内容

・暮らしや日中活動の場を確保し、福祉施設入所者の地域移行を促進するとともに、生活全般にわたる障害福祉サービスの充実に取り組みます。
 ・関係機関の連携など、障がい者のニーズに適切に対応した相談支援体制の整備に取り組みます。

1 障がい者（児）施設

(令和6年3月1日現在)

区分	障害者総合支援法								
	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	療養介護	生活介護	短期入所	障がい者支援施設	自立訓練(生活、宿泊型)
箇所数	64	43	12	6	1	26	17	5	3
定員	—	—	—	—	38	488	48	205	46

区分	障害者総合支援法				児童福祉法				
	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	共同生活援助	児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	居宅訪問型児童発達支援	医療型障害児入所支援
箇所数	4	8	43	31	30	45	8	2	1
定員	36	135	817	350	350	465	—	—	8

2 障がい者の相談支援体制の整備

(1) 松阪・多気地域自立支援連絡協議会運営会議

松阪・多気地域自立支援連絡協議会運営会議は、松阪・多気地域の障がい者支援関係者により構成されており、障がい者が地域でいきいきと生活できるよう支援することを目的としています。

開催回数 3回

(2) 松阪・多気地域自立支援連絡協議会 精神障がい者地域移行支援部会

精神科病院に入院した患者の退院動向把握や地域移行研修会の開催、新たな社会資源の開発等に取り組み、精神障がい者の地域移行・地域定着が図られるよう、関係機関連携の強化を図ります。

部会 3回開催、参加者52人

意見交換会 1回開催、参加者31人

施策 : 13-2 障がい者福祉の推進
 基本事業 : 4 精神障がい者の保健医療の確保
 (主担当 地域保健課)

主な取組内容

- 精神障がい者等の医療及び保護、相談支援を行い、精神障がい者とその家族が安心して暮らせる体制づくりに取り組みます。

1 精神医療対策の状況

(1) 精神障がい者の保護に関する取扱件数

ア 令和5年度通報等状況 (件数)

区分 種別	申請・通 報件数	診 察 件 数	結 果	
			措 置 要	措置不要
法第22条	0	0	0	0
法第23条	25	24	15	9
合 計	25	24	15	9

※措置要には緊急措置を含む

イ 年度別通報等推移 (件数)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
11	17	22	20	25

※令和4年度までは本庁対応分も含む

(2) 自立支援医療費 (精神通院医療) 事業

精神疾患 (てんかんも含む) の治療のために、指定医療機関に通院している方を対象に、通院医療費の9割までを公費で負担しています。(一定の要件により毎月の上限額設定あり)

ア 令和5年度受給者数 (人)

R6.3.31 現在

受給者数 (計)	松阪市	多気町	明和町	大台町
3,454	2,809	223	330	92

イ 年度別受給者数推移 (件数)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
3,097	3,324	3,230	3,415	3,454

2 精神保健福祉対策

(1) 精神障害者保健福祉手帳交付事業

精神障がい者の社会復帰・社会参加の促進を図ることを目的に各種サービスが提供されるよう精神障害者保健福祉手帳を交付しています。手帳所持者には、等級に応じて税制上の優遇措置や交通費 (バス) 運賃割引等の優遇措置があります。

ア 令和5年度受給者数（人）

R6.3.31 現在

	所持者数 (計)	松阪市	多気町	明和町	大台町
1級	94	72	6	13	3
2級	1,220	1,032	57	104	27
3級	747	616	35	72	24
合計	2,061	1,720	98	189	54

イ 年度別受給者数推移（件数）

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1,536	1,617	1,796	1,952	2,061

(2) 精神障がい者保健福祉相談指導事業

精神障がいに対する正しい知識の普及啓発、地域における支援者の人材育成、関係機関の連携強化等によって、地域の精神保健福祉のネットワークの充実を図ります。

また、相談、訪問等により、精神障がい者やその家族の地域生活を支援しています。

ア こころの健康相談

専門医及び保健師による定期相談 回数7回（相談件数15件）

イ 相談及び訪問指導

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問相談	121	137	141	131	181
来所相談	89	44	58	58	83
電話相談	1,142	1,070	1,016	924	908

ウ 精神保健福祉連絡会（こころ元気会）

関係機関との連携を強化し、精神障がい者に対する地域ケアの充実をはかることを目的に連絡会を実施しています。

内容（第1回） 令和6年2月14日（水）

危機対応の現状報告、話題提供及び意見交換

参加者：警察、消防、医療機関、相談支援機関、市町職員
保健所 計27名

エ 地域家族会支援

家族や当事者の、精神保健福祉の知識や理解を深めるために研修等を実施しています。

* 地域家族会 例会への参加 1回

令和5年11月15日（水） 参加者12名

意見交換テーマ：親亡き後の生活について

3 精神保健福祉体制の整備

管内の精神保健福祉対策の推進にむけて、市町・関係機関と連携し体制整備を図っています。

ケア会議の主催・参加	19回
措置入院患者等退院後支援ミーティングの参加	12回
多気町ケース検討部会への参加	1回

圏域自立支援連絡協議会（運営会議）への出席	3回
松阪・中南勢地域認知症疾患医療連携会議への出席	1回
明和町認知症初期集中支援チーム検討委員会への出席	1回
大台町認知症初期集中支援チーム検討委員会への出席	1回
南勢志摩地域依存症ネットワーク会議への出席	1回
三重断酒新生会 松阪ブロック 記念大会への出席	1回
松阪市重層的支援会議への出席	5回
松阪市重層的支援ネットワーク会議への出席	6回

政策Ⅳ 未来を拓くひとづくり

政策Ⅳ-15 子ども

施策	: 15-4 結婚・妊娠・出産の支援
基本事業	: 3 不妊・不育症に悩む家庭への支援
	4 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実
	(主担当 地域保健課)

<p>主な取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定不妊治療等に対する経済的支援や相談体制の充実に取り組みます。 ・各市町が、妊娠・出産・育児における「地域の強みを生かした切れ目のない母子保健体制」を整備できるように人材育成、関係機関調整等、体制整備の支援を行います。
--

1 不妊に悩む家族への支援

特定不妊治療費助成用申請状況…従来の制度は保険適用となったため、前年度の申請遅れ分のみ計上 (令和5年度)

申請数	5
-----	---

県上乗せ助成事業

特定不妊治療費（先進医療）助成事業	219
保険適用終了後の特定不妊治療に対する回数追加事業	3
不育症治療費等助成事業	18

2 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実

(1) 健やか親子支援事業

親子が健やかに育つ地域づくりを目指し、関係者を対象に研修会や連絡会を開催し、関係機関が連携し早期に支援が行えるよう体制を整備しています。

また、社会的、家庭的、身体的にリスクの高い児に対して、市町と連携して家庭訪問や相談を行い健やかな発育・発達を支援します。

ア 母子保健体制の整備

(ア) 松阪地域における周産期親子支援連絡会議 1回/年

○ 第1回

日時：令和6年2月2日（金） 18：00～20：00

場所：三重県松阪庁舎 6階 大会議室

参加者数：28名

内容：①講義：「妊娠出産をきっかけにメンタル不調を抱えた妊産婦へのケアについて」

講師：三重大学医学部附属病院 精神科神経科 福山 孝治 先生

②事例検討：「メンタル不調の妊産婦への支援について」

事例提供：松阪市

イ 思春期の心身における保健対策の強化

(ア) 思春期相談

延べ 117件

ウ 児童虐待予防ケア

対象：児童、保護者、管内市町保健師 等

(ア) 対応困難な事例に関する相談支援 延べ 13件

エ 心身の発達に問題をかかえる子どものフォローアップ

対象：小児慢性特定疾患児とその家族、ハイリスクケース 等

(ア) 相談及び訪問指導

R6.3.31 現在

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問相談	24	14	18	12	26
来所相談	40	5	34	36	26
電話相談	10	5	10	10	12

(イ) 連絡調整会議 延べ 5回/年

(2) 小児慢性特定疾病対策事業

小児慢性特定疾病にかかっており、当該疾病の程度が一定程度以上ある児童等の保護者に対し、申請に基づき、医療に要する費用（小児慢性特定疾病医療費）を支援するための受給者証を発行します。

R6.3.31 現在

番号	疾患群	松阪市	多気町	明和町	大台町	合計
1	悪性新生物	23	0	3	1	27
2	慢性腎疾患	11	1	0	0	12
3	慢性呼吸器疾患	7	2	2	0	11
4	慢性心疾患	24	2	3	1	30
5	内分泌疾患	25	6	1	0	32
6	膠原病	9	0	2	0	11
7	糖尿病	7	0	1	0	8
8	先天性代謝異常	4	2	3	1	10
9	血液疾患	0	1	0	0	1
10	免疫疾患	0	1	0	0	1
11	神経、筋疾患	29	2	4	1	36
12	慢性消化器疾患	13	0	4	0	17
13	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	7	0	0	0	7
14	皮膚疾患群	2	0	0	0	2
15	骨系統疾患	1	1	0	0	2
16	脈管系疾患	1	0	0	0	1
合計		163	18	23	4	208

令和6年度
保健所年報（令和5年度実績）

令和7年1月発行

三重県松阪保健所

〒515-0011

松阪市高町138番地（三重県松阪庁舎内）

（保健衛生室）

総務企画課 TEL 0598-50-0527

健康増進課 TEL 0598-50-0531

地域保健課 TEL 0598-50-0532

衛生指導課 TEL 0598-50-0529

FAX 0598-50-0621（共通）

Eメール mhoken@pref.mie.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.mie.lg.jp/mhoken/>